

令和元年度第4回多良木町議会(9月定例会議)

招 集 年 月 日	令和元年 9月3日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和元年 9月11日		午前 10時 00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和元年 9月11日		午後 3時 54分	
応招 (不応招) 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高 橋 裕 子	7	○	源 嶋 た ま み
	2	○	中 村 正 徳	8	○	豊 永 好 人
	3	○	林 田 俊 策	9	○	久 保 田 武 治
	4	○	坂 口 幸 法	10	○	宇 佐 信 行
	5	○	村 山 昇	11	○	猪 原 清
	6	○	魚 住 憲 一	12	○	落 合 健 治
会議録署名議員	番			番		
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	仲 川 広 人	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	教 育 振 興 課 長	今 井 一 久		
	副 町 長	島 田 保 信	教 育 振 興 課	永 井 ・ 大 森		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	健 康 ・ 保 険 課 長	東 健 一 郎		
	会 計 管 理 者	小 林 昭 洋	健 康 ・ 保 険 課	金 子 め ぐ み		
	総 務 課 長	前 田 和 博	町 民 福 祉 課 長	黒 木 庄 一 朗		
	総 務 課 主 幹	椎 葉 ・ 新 堀	町 民 福 祉 課	久 保 ・ 長 田		
	企 画 観 光 課 長	岡 本 雅 博	子 ども 対 策 課 長	小 田 章 一		
	企 画 観 光 課	魚 住 ・ 山 村	子 ども 対 策 課	山 下 仁 美		
	税 務 課 長	平 川 博	環 境 整 備 課 長	久 保 日 出 信		
	税 務 課	執 柄 健 一	環 境 整 備 課	林 田 裕 一		
	農 委 事 務 局 長	大 石 浩 文	農 林 課 長	水 田 寛 明		
	会 計 室	上 村 由 美 子	農 林 課	竹 下 政 孝		

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。12 番落合健治さんの一般質問を許可します。

12 番落合健治さん。

落合健治君の一般質問

○12 番(落合健治君) おはようございます。通告に従って質問いたします。

くじ運がよくですね、トップバッターであります。元気に新人らしく質問していきますので、元気で明確で短い答弁をよろしく願いいたします。

では、1 番最初に、中学校校舎についてということで上げております。

まずは、教育委員会内において中学校新築移転の方向性を決定されたわけですが、平成 29 年 6 月、平成 30 年 1 月の総合教育会議の中で議論をされて、平成 30 年 2 月 22 日の教育委員会において決定されております。

議事録を読ませていただきましたが、計 3 回の会議の中では、中学校の跡地になった場合の話し合い、または中学校にそのまま校舎を建てた場合の話し合いは一切されていませんが、十分な議論がなされたと考えているのか、教育長に伺います。

○議長(高橋裕子さん) これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可いたします。

佐藤教育長。

○教育長(佐藤邦壽君) お答えします。

ただいまのご質問は、多良木中学校の現在の校舎の跡地利用問題、このことについての、あるいは、現在の学校へ、現在の場所に中学校を建築することについてのご質問だろうと思います。はい。

教育委員会としましては、多良木中学校をどこに建設するかということにつきましては、教育委員会で定例教育委員会議の中に置いて協議をいたしました。そして、その結果 3 月 22 日でしたか、今年の、30 年のそこにおいて、やはり多良木高校の跡地に中学校新築移転した方が適当ではないかという結論に達したわけでありまして。そして機関決定をしたわけでございます。そういうことで現在に至っております。

それから、現在のところから多良木高校に移転した場合、じゃあその今の学校の跡地はどうするのかと、どのように利用するのかということについては、まだ現在におきまして検討いたしておりません。

その理由を申し上げますと、今は多良木中学校の新築移転に集中すべきでありまして、現在の学校をどうするかということを検討をすることは、それを始めますと、いろいろな情報、あるいはうわさ、憶測、そういうものが町内にですね、飛び交って、子どもたちが、現在は学習しておりますので、おりますので、静かな学習環境が損なわれるという心配がございます。したがって、今の時点において、跡地をどう活用していくかということを検討するのは、まだ時期尚早ではないかと私自身は思っております。

そういった理由で、跡地についての利用はまだ検討しておりません。

○議長（高橋裕子さん） 12 番落合さん。

○1 2 番（落合健治君） すいません。今の内容は、あらかたわかったんですが、その教育委員会の中においてですね、高校の跡地に建つことの利点自体はどんなふうな協議っていうのがわかってないんですが、そこを教えてくださいませんか。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） 教育委員会の協議の内容についてということでございますが、多良木中学校を多良木高校に移転した場合のメリット、それからあるいは教育的な効果、こういうものについても一応協議をしたと思っております。はい。

例えば教育的な効果でどういうことがあるかと言いますと、教育的な効果というよりもメリットですね。はい。一つは現在の敷地は、学校は球磨川に近うございますので、現代のような想定外の大雨が降った場合は、どうしても球磨川の氾濫ということも予想されます。したがって、あそこは低うございますので、土地が。どなたかのお話によりますと、今の多良木高校の跡地に比べたら 5 メートル低いらしいですね。したがって、想定外の大雨が降った場合には、やはり球磨川の氾濫ということも予想できます。そういうことになりますと、学校の 1 番力を入れなければいけない点は、子どもたちの命と安全を守ることです。ということは、少しでもリスクの低い場所に学校を新築したほうがいいんじゃないかと、そういうようなことも、教育委員の方々からもお話が出たと思っております。

それから、自然環境ですね。これもやはり学校建築の場合は非常に重要でありますので、今の高校跡地は非常にこう緑豊かな自然環境に恵まれたところにもあります。そして、したがって騒音も少ないですね。ですから落ちついた静かな学習環境が確保できるといったメリットもございますので、やはり多良木高校の跡地がいいんじゃないかと。

それから、環境設備、広い運動場、体育館、あるいは野球場、体育施設、非常に充実したものがございますので、こういったものも、県の方をお願いをして活用できるならば、活用できるんじゃないかと、そういうことも話し合いに出たと思えます。もろもろ出たと思えますが、私が記憶している点では以上なことであります。

○議長（高橋裕子さん） 12 番落合さん。

○1 2 番（落合健治君） すいません、今の協議内容はあらかたわかったんですが、議事録の方には明記されていないと思えます。

中学校の移設自体はものすごく大きな機関の決定権として、大きなものですので、議事録に残っていない話し合いがありましたっていうのは、どうかなあと今思っているところあります。

強力なですね、決定機関としての職務権限を持つ教育委員会がその議事録に残っていない部分の協議がありましたっていうのは、そこはどう思われてるんでしょうか。そこをひとつお答えください。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） 私も事前通告の中でですね、この教育委員会の協議の内容についてですね、一応、ご指摘がございましたならば、事前に調べてきたんですけども、ここの場に立って、そのときの協議内容を振りかえったときに、今申し上げたようなことが浮かんできたわけであります。

しかし、あの議員はそこを調べていらっしゃるようですので、そのことは私の記憶違いだったかわかりません。そのことは大変申しわけないと思えますが、ただ、教育委員の間でそういう会話がなされたことは記憶をしております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 12 番落合さん。

○1 2 番（落合健治君） 議事録に残っていないっていうことを、私はちょっと問題にしているわけで、決定機関として、その議事録に残っていないということは、話し合いをしていない

のと同じことになると思うんですが、そのことについてどうでしょうか。

議事録には一切、その協議内容自体が書かれていないんです。そこをどう思われるかちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） 今、議員のおっしゃることはよくわかります。議事録に残ってなかったということは、私の記憶が定かでなかったということでありまして、ただ、教育委員会で協議をしまして、そして現在の多良木中学校の場所よりも、多良木高校の跡地に持っていった方が適当であるということは、このことだけはもう協議をいたしまして、機関決定をしたわけであります。

○議長（高橋裕子さん） 12番落合さん。

○12番（落合健治君） すいません、このことについて、一つだけ。

今、教育長といろいろ話をして、教育機関としての決定をされたことは伺ったわけですが、この内容を聞いてですね、この協議内容を聞いて、町長の方にお伺いします。

十分な話し合いがされた上で、本当に機関決定されたと思われるのか、もう一度お願いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、落合委員が読まれていない議事録が多分あると思います。

それは総合教育会議の1回目か2回目。読んでいただければと思うんですが、移転についての話し合いを実際やっています。教育委員の方と私と、ほかの方々もいらっしゃったと思うんですが、そしてこの話は移転の話は、去年、一昨年ですかね、9月、私が就任した後の9月の広報たらぎに載せておりますので、そういった論議はずっと延々と議会との間でも続けられていました。そして議会との間でそういう話し合いが続けられていた。それを多分というのは、教育委員の方々も、議会だよりで見えおられたでしょうし、それから教育長もその現場におられたので、そういうもろもろの事情で流れる的に、もう論議が尽くされたという、考え方ですよね。

そして、それを受けて教育委員会でそれでは、こういうふうにしましょうというふうに決められた。それが、機関決定の意味だと思います。私もちょっと、多良木高校の跡の論議や多良木高校に中学校が行くということに関しての、ちょっと質問に対して答えを準備してきましたので、それについて、ちょっと私なりの見解を述べさせていただければと思います。

6月の定例議会の折に、ほかの議員の方から同様の質問がありましたので、質問内容は、中学校が例えばその例えっていうか、中学校が高校に移った後に中学校があくと。その後、何を持っていくのかというふうなご質問でした。かぶるような答弁になるかと思うんですが、その辺りについてちょっとはご容赦いただきたいというふうに思います。

多良木中学校の移転は現在の計画では2023年の4月、5年後、今年も含めて5年後ということになります。中学校が移転して開校するという計画ですので、現在の多良木中学校の場所をあいてくるということになります。実は去年のですね、農林商工祭の初日だったんですが、11月17日土曜日です。多良木在住の企業の専務の方が私の方にちょっと人に会ってもらえないだろうかというお話がありまして、応接室に熊本在住の起業家の方が訪ねてこられました。その折にですね、中学校が移転するという事ならば、中学校の跡地に、外国人の方々に日常会話として日本語、あるいは日本の文化習慣、こういったものを教える学校を作りたいという、その方はそういうふうにおっしゃいました。理由は、外国人の研修生の皆さんはある程度の日本語を習得してこられているんだけど、日本国内で仕事をするときに、あるいは日常生活の中で、どうしても自分たちの文化とか習慣とかが日本のそういうものと相入れない場面が出てくると、そのことが日本の皆さんとの気持ちのすれ違いを生んでいろんな場面でトラブルの原因になっていると。そのことが、はては疑心暗鬼を生んでいろんな事件を惹起する原因になっているというふうなことを言われました。このことはお互い

の個人レベルから見ても、あるいは、国同士の将来的な国際交流の面から見ても、好ましいことではないので、研修生として仕事をしていくときに、日本の歴史文化、風土習慣、慣習、物事に対する踏むべき順序ですね。そういった日本という国の事情を知っていただくという事は、個人レベルあるいは国レベルでお互いに良好な関係を築いていくということで大変重要なので、そのような仕事を多良木町の中学校の跡地でさせて頂けないだろうかというお問い合わせが去年の、去年ではないですね、昨年11月17日にありました。この提案をされた方が2023年までに同じように考えていただけるのか。2023年までを待たずに別の場所に日本語学校作られるのか。これはわかりませんが、いろんなケースがあると思うんですが、何分、現在の中学校は、現実として先ほど教育長言われたように、あの場所で子どもたちが学習してるわけですので、そういうタイミングといえますか、時期を得たときに、どうするかということ、これはいろんな案が出てくると思いますので、タイミングで、議会の皆さんと論議を、また住民の皆さんと話をしていかなければならないかなというふうに思っています。

実際、何かをあの場所にとする考えはありませんが、中学校が移転すれば当然多良木町が将来にわたってですね希望を持てるような伸びていくべき何らかの魅力的な場所にしないでほしいというのは、議員の方々も私たちも執行部も考えは一緒であると思いますので、これから皆さんと論議しながら方向を探っていく中で、おのずから、その答えが見つかるというふうに思います。そのことを考えるのは私たち執行部の仕事ですから、当然その時期が到来したら、幾つかの案を提示できるというふうに思います。私たちはもちろん、考えますけれども、議員の皆さんがたもですね、よいお考えがありましたらぜひご提案いただいて、議会の皆さんと執行部でいろいろな提案について論議していければというふうに思っています。

で、面積的にもですね、かなり広い場所ですし、広域農道、あるいは、県道入吉水上線にも近いということですね、議会の皆さん方、それから住民の皆さん方からいろんなご提案をいただきながら、これから考えていかなければならないというふうに思っています。何分、移転するのが、現在の計画では2023年頃になると思いますので、現在の状況で確定したものは何もないんですが、外部からあるいは企業から申し入れがあれば、議員の皆さんと住民の皆さんとともに考えていきたいと思っています。

落合議員が先ほど言われた議事録に載ってないことをどうして決定したのかって言われるのは、まずですね、私が第1回目か、記憶定かではありませんが、申しわけないんですが、総合教育会議の中で、教育委員の方から質問を受けました。どういうことで、それは議事録の内容を見ていただければさかのぼって見ていただければそのことが書いてあると思うんですが、それぞれの教育委員の方々が自分の意見を言っておられます。それを踏まえて、また議会でのいろんな、議会だよりで多良木高校の問題が2年、私が就任した、その年の9月から一般質問でどんどんいただいていますので、そういう流れをしっかりと見ておられた方であれば、やはり、これは多良木中学校は多良木高校跡に持っていくべきだろうなという、そういう認識がおぼろけながら芽生えていると思いますので、そういった中での教育委員会の決定であったというふうに思います。

○議長（高橋裕子さん） 12番落合さん。

○12番（落合健治君） 内容は大体わかりました。教育振興課側から出していただいた総合教育会議の議事録に関しては、すべて見たつもりですが、その内容がなかなか書かれていなかったもので、もしかしたら、見ていない部分があるのかなと今ちょっと思った部分はありました。

しかし、あの先ほど吉瀬町長が言われたいろいろな中学校の跡地のメリットは、そのまま中学校の方にも使えるメリットだと思うので、それは先にこの話をしておいてから、中学校移転の話ならわかるんですが、跡地になった後で時間をかけて話し合いをしましょうというのは私はどうかなと思います。

時間の都合もありますので、次の質問にすいません、移らせていただきます。それでは二

つ目です。7月会議において、中学校校舎改築事業費を組まれたわけですが、中学校側の検討委員会の内容はどのような時期に、どのような方法で公開をされていくのかお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） 答弁をさせていただきます。

おっしゃられたとおり、7月で議決いただきましたので、現在のところ多良木町の建設検討委員会の方は、8月にですね、1回開催したところです。

熊本県が開催する球磨支援学校移転整備に係る検討委員会があるんですけど、こちらが今2回開催しまして、3回目が9月27日の予定でございます。この中で一定の方向性、特に配置計画についての一定の方向性が出ると思いますので、何らかの形で町民の皆様方には情報の公開を行っていきたくと思います。

手段として考えておりますのは、町の広報紙もしくは回覧文書等で知らせていければと思います。先般、行政座談会の方を開催していただいたんですが、出席者の方もそんなたくさんございませんので、できれば、書面の方での公開を考えているところです。

また、先般もお話をさせていただいたんですが、町民の代表でございます議会につきまして、対しましてはですね、会議の内容につきましては、逐一情報提供しておりますし、今後も続けてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） 12番落合さん。

○12番（落合健治君） すいません、質問の内容がちょっとずれていたもので、ちょっと修正いたします。

どのような時期にというのがですね、中学校側の検討委員会の場合は、自分たちの計画だけをたてればいいわけではなく、支援学校側との交渉があって、計画が決まってくるものですので、どのような時期というのは、支援学校側の計画がたち、中学校側の検討会側の計画がたった後で、合意されてちゃんと決定されたものを公開されるのか。

それともまだ検討途中のものを公開されるのか。その辺についてお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） すいません。ちょっと時系列的にちょっと不明確なところがあったところ申し訳ございません。

県の方がですね、1回目が7月26日にありました。2回目が8月28日でしたので、町の建設の検討委員会の方を前日の夜行いました。28日に県の検討委員会の中で配置計画について示されました。

次にですね、県の検討委員会の方が27日、先ほど申し上げましたけど、今月の27日に開催されますので、それまでの間に、町の検討委員会の方を町の検討委員の方にお示しをして、こういう県からの案としてのですね、提示があったこととお話をしたいと思ひます。

そこで意見集約をして9月27日の会議の中で、町としての意見を申し上げたいんですが、あくまでも町としての意見がそのまま通るっていうわけではないと思ひますので、会議の後に、情報公開をさせていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） 12番落合さん。

○12番（落合健治君） すいません、情報についてのちょっと話をしたんですが、支援学校側の検討委員会との話は中学校側の検討委員会と直接相関図でつながっておらず、話し合い自体が行われない状態になっているんですが、情報共有についてですね、もしくは決定するその時間とかについてですね、きちんと共有がちゃんとできているのか、そこをちょっとお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） 答弁をさせていただきます。

町の1回目の検討委員会につきましてはですね、当日資料配付でしたので、初めて見てい

ただいて、今の経緯を説明をさせていただいてからの情報共有だったんですが、今回は、もう既に資料の方がそろってますので、会議の開催が決定、開催日を決定しましたら、事前に資料の方を送りまして、情報の提供を先にさせていただいて、実のある議論をさせていただいて、27日の会議に臨みたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 12番落合さん。

○12番（落合健治君） すいません、情報共有のことにに関して、では多良木の課長が中心になって共有をされるということでもよろしいんですかね。

逆にその支援、中学校の支援学校側はそれを確認する術はないですかね、その情報がきちんと支援学校の保護者とか、その辺とちゃんと共通理解ができているのかの確認はする術はないんですかね。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） 私がですねちょっと、多良木町の方から支援学校の方の検討委員会の方に3名出てまして、行政代表で私の方と、あと6の3の区長、それと多良木町の民生児童委員の代表の方が出ていらっしゃいます。

その折に、会議の折にですね、支援学校の保護者の方のPTA会長、副会長と会議の折にはお会いするんですけど、それ以外にはですね、お会いする機会はないので、お互い直接情報の共有というか、そういうやりとりをするのは、検討委員会の折しかチャンスはありません。よろしくお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 12番落合さん。

○12番（落合健治君） それではもう課長が全面的にその中を取り持って情報公開していくという認識でよろしいですかね。

で、もう1個いいですか。プロセスに関しては、課長が間に立って全部の進行しながら、その決定機関とかの情報もすべて課長が賄うということでもいいですかね、間に入るのは1名ということでもいいですかね、その代表としては。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） 先ほどちょっと答弁させていただいたんですけど、多良木町を代表する委員としては3名、9名のうち3名が多良木町の方の代表で委員が出ております。

私もですね、町の検討委員会の方の検討委員の1人になっておりますので、1回目につきましては、今までの流れの報告等々させていただきまして、本来だったら私もその議論の中に入らなくちゃいけなかったんですけど、終始、今までの経緯についての話に終始してしまいましたので、本来、議論の中に入るべき人間が、そちらの答弁役にもなってしまったというのが1回目の会議でございました。

私だけがですね町を代表しているわけじゃなくて、3名の委員が代表しておりまして、あとはPTAの方から2人、あとですね、ちょっと手元にちょっと資料が無いんですが、ほかに4名の委員さんがいらっしゃいますので、ただ、県の方の検討委員会で行政として出席させていただくのは私だけなので、当然、傍聴としてうちの係長、担当の方も一緒に情報共有をしてるんですけど、その中で町の検討委員会の中で、内容報告させていただくのは私の役割だと思っております。

あわせて教育長のみならず、副町長、町長の方にその内容については報告をさせていただいて、町の意見を取りまとめさせていただいて、それをまた持っていくというのが自分の役目だというふうに理解しております。

○議長（高橋裕子さん） 12番落合さん。

○12番（落合健治君） すいません。その3名の町の代表の方の話をいろいろ聞いた上で、今課長と少し認識っていうか、感覚っていうか、そこが違うと思いましたので、質問したわけです。

中学校側の検討委員会がスムーズに進むためには、情報、支援学校側のですね情報がきちんと整理されて提出されることが望ましいと思いますので、そのことに関しては、もう一度その支援学校側に入れられている中学校側との橋渡し役の方々は、情報を一つにした上でですね、中学校側の検討委員会の方にやっていただくのが望ましいと思います。

ただ私は支援学校側の検討委員会とは関係ありませんので、議事録をきちんと見直していませんので、水かけ論になってしまいますので、このことに関しては、ここで終わらせていただきます。ただ情報のことに関しては、正確な情報を素早く公開していただきながら、中学校の検討委員会とやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは三つ目です。現在の中学校の校舎は最短でも数年間、安心安全な勉強ができる環境を保全する必要がありますが、今みたいに先生から修理箇所を依頼されたものを予算を組んで修理するのではなく、専門的なコンサルタントを入れて4年間ないし5年間のきちんとした計画保全をする必要があると思いますが、どうお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） 答弁をさせていただきます。

現在の計画ですと今年度を含めまして、4年間は現在の校舎で中学生の皆さんは学校生活を送ることになります。おっしゃられたとおり安全安心なですね、勉強ができる環境を提供する必要があるのは、教育委員会の責務だというふうに考えておりますので、内容につきましては、昨年度、実施させていただきました耐力度調査の結果、その時点では、危険校舎じゃないないって判断でしたのでそちらを今根拠におっしゃられるように学校現場ともですね、その意思疎通を密にして学校から指摘のあった部分について、現在は修繕が必要な箇所についてはリアルタイムな対応に努めていっているところでございます。

ただちょっと昔の話なんですけど、平成30年までにつきましてはですね、町の財政当局の方が、まだその時点では耐力度調査も終わっておりませんし、校舎の新築がいつ行われるかというも流動的な要素だったと思いますので、教育委員会の方から修繕料の予算要求についてですね、お願いしてもなかなかその先が見えないので、消極的だったのではないかとというふうに今ちょっと推測してるところです。

しかし、現在はですね、令和4年度までは、現校舎と現在の体育館の方を利用することが確定しましたので、それなりに財政支援の方については、理解いただけるというふうに前向きに理解しているところです。今後につきましてはですね、今年の、今回の9月の補正予算の中でもですね、若干ですけど修繕料の方を計上させていただきましたので、不具合が発生した折にはですね、適宜、補正予算の要求なり、最大限の対応はさせていただきたいというふうに考えております。

それで昨年行いました耐力調査の結果を基礎資料として、今後対応していきたいと思っておりますので、改めてコンサル等を入れてのですね、そういう計画については、今のところは考えておりません。よろしくお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 12番落合さん。

○12番（落合健治君） 先ほど言われた、30年までの新築するとか移転するとかってということに関しては、生徒とは全く関係のない話で、生徒ファーストと言われてる部分がもちろんあると思いますので、その先生方もしくは教育委員会にその金額のことで忬度があったとすれば、ものすごく大きな問題じゃないかと思います。

私が言ってるのは、先生方がそれを決めるのではなくて、専門的な方がどこを順番に修理したら、経済的にも、すべてうまくいっていかってという話をしているわけで、先生たちの要求を多く上がったとか、少なかったとかそういう話をしていないわけではないので、そのことについて、ちゃんと計画保全をする気があるのかどうかをお答えいただけますか。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） はい、実はですね、昨年度、耐力度調査をしていただいた業者の方とも相談はいたしました。

その中でですね、どういう形で調査を再度そういう計画をたてようかという話だったんですが、実際のところ一定の形で今のところ、雨漏り等についてもですね、落ち着きを見せておりますので、適宜、必要な修繕料の方で対応していくということで業者の方とお話をさせていただいて、あくまでもその現場が必要なところから順次、対応していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 12番落合さん。

○12番（落合健治君） すいません、では確認をさせていただきます。先生方が不便に思われたもしくは危険と思われたということは、随時対応していただけるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） 答弁させていただきます。

残念ながら、教育委員会の方には財政権はございませんので、そこらあたりを財政当局にご理解いただいて、今の子どもたちファーストで、対応させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 12番落合さん。

○12番（落合健治君） すいません、1番先にその話をしたわけで、もちろん予算権がないのはわかっております。予算権がないのがわかった上で、この計画をされる、保全計画もしくは計画的な計画保全をされる必要がありますかという質問なわけで、そこに戻ってしまうと、また違う話じゃないかと思っておりますので、そこは答えいただければ、予算権がないと分かった上でそれがしていただけるのかどうかという話をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 中学校に関してはですね、やっぱりかなり傷んでいるということがわかってますし、それから、一級建築士の方に全面こう見て全体を見ていただいてですね、全体見ていただいたときに、写真を撮っていただいて、こことこことこが傷んでるということは言っていました。

それをコンサルタントを入れて、全面的に改修をやるということになればですね、これはかなり財政的な出動も必要ですし、今のところは毎年、多良木中学校に関してはかなりお金をかけて改修をしています。

場当たり主義と言われるかもしれませんが、この間、厚生環境文教委員の方が行かれて見てこられて、ここはちょっと修理したほうがいいんじゃないかというふうに言われた。これはコンサルタントではありませんけれども、そこは全部、予算をつけて改修しております。

今後ですね、先ほど先生の話が出ましたが、そういう先生が、ここがどうしてほしいと、ここは傷んでるとかいう話がありましたらですね、それは十分財政当局と相談をして、予算をつけるのかつけないのか、そこらあたりをしっかりと検討して行って、子どもたちがですね、危険のない場所で、学習ができるように、そこはしっかりとバックアップしていきたいというふうに思っています。

○議長（高橋裕子さん） 12番落合さん。

○12番（落合健治君） ありがとうございます。それでは、あと先生方といろいろ話し合っていて、できるだけ速やかにいろんな修理等々ができて、新築移転とかに関係なくですね、生徒たちの安全が守られるように、努力をよろしくお願ひいたします。

それでは、えびすの湯について伺います。昨日の常任委員会において聞いておりますが、確認のためにお伺ひします。

平成 30 年度の収支状況並びに令和元年度の赤字解消に向けた改善策があれば教えてください。よろしくお願いいたします

○議長（高橋裕子さん） 黒木町民福祉課長。

○町民福祉課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。

平成 30 年度決算におきましては、歳入約 2,225 万円に対し歳出、約 7,893 万円で差し引き約 5,667 万円の赤字となっております。赤字額は平成 29 年度決算と比較しますと、約 1,569 万円の増額という結果でありました。この増額の主な原因は、歳出の中の修繕料で機械室、浴槽系統施設のオーバーホールを施行しましたので、約 1,560 万円が通常経費より増額となっています。なお、歳入につきましては約 125 万円の減額となっています。

次に、令和元年度に取り組みます経営改善策につきましては、木質バイオマスボイラーへの発熱量の向上及び修繕費の抑制を図るため、町内の建設事業者が販売しています木くずを購入し、森林組合の木質チップに混入させ、燃焼させたいと考えております。木くずの材料は家屋の解体材及び流木等で含水率は 10% 台ですので、混ぜて燃焼させることで発熱量は向上し、燃料費の削減が期待できるものと考えております。

この木くずの購入につきましては、本年度当初から計画的に行う予定でしたが、5 月にサイロ内のスネークコンベアーが故障したため、復旧までに時間を要し、8 月に入り 1 回だけ実験的に燃焼させたものとなっております。結果は通常より高温になり、燃焼効率は上昇したのですが、家屋解体材のため、くぎなどが多く混入していましたので、まだ正式な売買契約には至ってはいません。

現在、業者に原因の究明と改善をお願いしていますので、それが解消できますと契約できるものと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 12 番落合さん。

○12 番（落合健治君） 今、改善策等々聞いて、さまざまな要因は今課長が言われたとおりだと思いますが、赤字は 30 年度で 5,667 万円に達しております。

えびすの湯の事業は長年赤字が続く事業ですが、年間 5,000 万円を超えるような事業に対しては、単に福祉のためには仕方がないと言えるような事業ではないと考えます。

これから消費税も上がり、一層厳しくなる中で、入館料を上げる、もしくは事業そのもの見直しをする考えはないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。どちらがされますか。黒木町民福祉課長。

○町民福祉課長（黒木庄一朗君） 次の質問に入ってるということでご理解してよろしいでしょうか。わかりました。すいません。お答えいたします。

まず、現在担当課としましては、事業そのもの見直しは検討はしていません。しかしですね、6 月定例会議時の各常任委員会でご説明をさせていただきました、えびすの湯の食堂、宴会場等をですね、ご利用していただいて、多良木ビジネスデザイン協議会主催のですね、多良木の遊び場を開催していただいております。8 月開催分につきましては、他町村からも来館があり、参加者からも好評だったと報告を受けております。

さらに、9 月、10 月につきましても実験的に継続事業として行われます。この 3 カ月の実験結果を踏まえてですね、多良木の遊び場が定期的開催となりますと、公衆浴場としての単独の機能だけではなく、子育てのですね支援施設、世代間交流施設としても、えびすの湯の存在意義が見出せるものではないかと考えていますので、担当課としましても、積極的に協力していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 確かにですね、えびすの湯、赤字がかなり大きくなってきてます。

前町長の折は、ずっと 2,000 万円ほどの赤字がずっと続いてたんですね。それから時期を経て今 3,000 万が毎年の赤字がだいたい 3,000 万位続いています。

今言われたように、福祉施設としてあそこを考えた場合はっていう考えはやはり許容限度があると思いますので、かなり大きな赤字になってますから、そこはちょっとなかなか厳しくなってきたのかなと認識があります。

堆肥センターにしても、ブルートレインにしても相当今傷んできてますし、えびすの湯ももう建って 20 数年たってますので、かなり古くなってきてると。やっぱり施設が古くなれば、それだけ修繕費は要するという事ですよね。

アンケートをとりました、町民福祉課の方ですね。アンケートをとって集約して見ておられるかもしれませんが、議員の方見られた方に聞いたら、住民の方の関心が今一つだねっていうことを言われました。あそこは実は私事で言いますと、前々町長が肝いりであそこを開かれたときはですね、私も、何カ月に1回3,000円ほどの券をずっと買って、自分では入ってなかったんですが、それを人に配ったりして、かなり、そういう全職員そんな感じでやってきたと思うんですけど、自分は入らなくてもチケットだけは買ってたという人が多かったと思います。そういう形でやってきたんですが、それがもう年月が経って、一応償還も終わったんですが、古くなって、そして今、修理が毎年大きな金額になってる。

私もいろんな方とえびすの湯の話はします。1番極論を言われる方に大分前ですけど、出会ったんですが、その方が言われるには、3,000万の赤字が出てるんだったら、もしあそこに300人の人が常時入ってるとすれば、その300の方に10万円ずつ配って温泉に入ってもらってるのと一緒ですねというふうに言われました。極論を言ってしまえば、そういうことになるんでしょうけど、しかし作ったのは他でもない多良木町ですので、こちら多良木町の方が責任を持って管理運営していかなければならないというふうに思います。

で、もう一つはですね、あそこはもともと熱源が電気だったんですね、毎月200万ほどかかってました。で、その他にもう一つ、バイオマスを入れました。こちらは、なかなか初期不良、機械がそうだったんでしょうけど、プレゼンが非常によかったということで、こちらを入れられた1億数千円かけて入れられました。その借金がまだ国と県には残ってるんですね。もし、例えば、今、そちらをえびすの湯、例えばですよ、取りやめて、別の施設に変えていくということになるとですね、今ですね、国の方に令和元年で言えば、3,214万7,773円、それから県の方がですね、これは桁を減らしたただけなんですけど321万4,777円ですから、国と県の方に3,536万2,550円を返さなくてはならないということが出てきます。毎年3,000万赤字が出てるんだったら返して整理してしまっただけっていうご意見も多分あると思います。

これからですね、やはりこういういろんな方々のご意見を伺いながら、あそこをどういう形で維持していくのか、またはその終息するのかですね、そこらあたりをもう本当に真剣に考えていかなくちゃならないかなというふうに思ってます。赤字が3,000万、来年も恐らく、今年も来年も続くと思いますけど、それを、ただ単に福祉施設だからそれは許容しましょうということではやはり住民の方々は余り関心がないにせよですね、行政としては、それでは済まないかなという気持ちには今なってます。

○議長（高橋裕子さん） 落合さん。質問は、まだ1番のままで、2番にはいつておりますか。

○12番（落合健治君） 1番のことは確認のためだけでしたので、流させていただきます、すいません。

○議長（高橋裕子さん） 12番落合さん。

○12番（落合健治君） 町長の方にお伺いします。

先ほど町民の方がなかなか興味がないと言われましたが、風呂という施設に関しては興味がないかもしれませんが、赤字の金額に関しては、ものすごく興味のあるところで、2,000万、もしくは3,000万、4,000万、5,000万ってずっと赤字がなってる中で、どういう対策っていうのが、課長がいろいろこの対策を言われましたが、それが急に解消されるものではないので、大まかなその方向性としてですね、これぐらいの限度っていうものがあれば、さっき言

われたように何千万赤字がずっと続いたらもう、こうこうこういうふうにしていききたいとか。逆にバイオマスのこととも言われましたが、バイオマスのこと私は、私自身はうまくいっているとは思っていませんし、もともとそのずっと資料を見てみますと、バイオマス構想、バイオマスタウン構想ですかね、それ自体も私は頓挫してると思っております。

えびすの湯のプロジェクトチームも、若干休止状態で、なかなか厳しいものだと思っておりますので、もう各担当課をいろんなところに回ろうが、なかなか方向性を出すのはやはり町のトップである町長の責任だと思っておりますので、あらかたの町民の方に説明できるような目安というですかね、それをお知らせいただければ、また答えていただければ、と思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 先ほども言いましたが、一つの施設に熱源が二つあるというのはちょっとこれは普通は考えられないですね。だから、これはちょっと私もおかしいと思います。

はっきり今ご質問がありましたんで、言いますけど、バイオマスはこれ失敗ですよ。だと思っております。ですから、やはり機械っていいですか、機械の初期不良というのもあったのかもしれませんが、バイオマス、当初はそういうことだけではなくて、えびすの湯だけではなくてほかにも使っていこうというふうにしておられたのかもしれませんが、今となつては、やはりえびすの湯のかなり厳しい部分の一つではありますよね。

じゃあ、今、3,000万、あるいは修繕費を入れたら5,000万の赤字が出ているので、じゃあその方向をちょっと決めろと言われるのは、気持ちはよくわかるんですが、あそこで今10名の方が仕事をしておられます。ですから、ここらあたりも考えれば、雇用の場にはなっているということですよ。

去年、一昨年、去年からですね、保育所、実質民営化っていう形に、社会福祉協議会の方ですね、の方に受け持ってもらいました。これで社会福祉協議会の方も、基金のほうに積み立てるお金ができましたし、役場の方も一般財源を約、かなりの金額を節約することができました。それから、皆さんがたの落合議員が議員になられる前の議員の方々の最終的な決定で方向として、多良木学園を将来的に、民間委託いうふうな、民営化という形に持ってもらいました。こちらもかなりの金額節約できたと思っております。

ですから、そういう意味では今からの政治は、これは一部がそうなんですけど、全部がそうっていうわけじゃないけど、撤退の政治を行っていかねばならない部分が出てくると思っております。ですからそういったところはですね、あそこで仕事をしておられる方々、実際、雇用の場になっている。しかし、3,000万超の赤字があるということは、議会の皆様にもですね、しっかり、もちろん、そういう落合議員が言われたような質問と同じような傾向の質問、今まで何回かいただいております。しかし、かなりだんだん、何ですかね、狭まってきているというか、決断を迫られてきているという状況は確かにあると思っております。

ですから、まずは、料金をですね、少し考えさせていただくということと、それから将来にわたってどういうふうにしていくのかということも同時に、考えていかなくてはならないと思っております。まだ決断は今、急々にはできませんけれども、この何年かのうちには、それを決断しなければならぬかなという気持ちではあります。

○議長（高橋裕子さん） 12番落合さん。

○12番（落合健治君） よくわかりました。バイオマスタウン構想の失敗もよく言ってくださったと思っております。

事業そのものを続ける努力は行政としては必要、すごく大切だと思いますが、先ほど言われたように将来を考え事業を見直す、もしくはやめるというのも、町のトップである町長の責任だと思っておりますので、もし賃金、入湯料、入館料を上げるとか、そのバイオマス事業自体をやめるとかっていうことに関しても、課を前面的に押すのではなくて、もちろんトップで

ある町長が前面に立ってもらって、それを反対意見があった時は覆すだけの話し合いを十分にさせていただいて、その話し合い自体を早く開始していただければと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 落合さん。すいません、お願ひしますやありがとうございますなどの発言はご注意ください。

○12番（落合健治君） それでは公衆、3番目のですね、公衆トイレの設置の方について伺わせていただきます。

槻木地区は久米地区より約20キロの距離があり、皆さんご存知のとおり、道が険しいため時間的には約50分ほどかかります。高齢化率も平成31年3月31日現在で、ほかの多良木地区39.2%、久米地区42%、黒肥地地区40.6%と比べると、83.8%と群を抜いております。

介護サービスのための車がたくさん通る中、我慢するしかないため大変な思いをしています。途中にトイレを設置する考えはないのか伺いたいです。よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えさせていただきます。

議員申されます県道中河間多良木線でございますが、おっしゃるとおり未改良の部分がまだまだ多くございますので、通行する際には、対向車との離合というものに苦労しながら通っているというような状況でございます。

また、槻木から町中に出てくるといいますか、こられる場合には、その間、公衆トイレというものは、一つもないような状況でございます。議員申されますとおりに目的地に行くまで我慢をせざるを得ないというような状況にあると思っております。

ご質問の公衆トイレの設置ということでございますが、この設置に当たりましては、まず駐車場等を含めた用地の確保ができるかどうか。それから、電気、水道、排水といったものの確保が十分であるかどうかというところが一つの考えるポイントになるんじゃないかなというふうに思っております。先日も、その道路を通行させていただいたわけですが、用地につきましては、久米方面から槻木に向かう途中で槻木のトンネルがございまして、そこをでたところに、若干、場所としてはあるんじゃないかなというふうな気がいたしました。

しかしながら、そこら辺は峠のところでも山の中でも1番高いところということでございまして、水の確保というのが1番心配されるわけでございます。水がなければ、水洗化というものは当然できませんし、清掃を含めたところでの後々の管理という部分でも、非常にこう難しい部分があるんじゃないかなというふうに思われます。

今年度におきまして、県道中河間多良木線を町の観光ルートの一つとして位置づけるために、県の補助事業を活用した中での取り組みをさせていただいているわけでございまして、その事業の一つとして、久米地区になりますけども、久米の郵便局付近に公衆トイレを一つ設置する予定でございます。その周知につきましては、付近に看板の設置あるいは観光パンフレットも作成する予定ですので、トイレはここにございますというような標記をしながら、観光客への周知、あるいは地元の方々への広報あたりでの周知あたりを図りながら、そちらをご利用いただきたいというふうに思っていますし、また多良木方面から槻木方面に行く際には、槻木の小学校にも立派なトイレがございまして、その目印といいますか標記あたりもさせていただいて、両方をご活用いただくようお願いできればというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 12番落合さん。

○12番（落合健治君） 設置のことに關するですね、用地だったり水利のことだったりですね、はよくわかりました。

しかし、多良木町全体の認識ですかね、認識として、ほかの地区とは違って、よりよく便利になるためにというトイレの設置をお願いしているのではありません。最悪の場合を想定

するならば、雨の日に山道を20キロ50分、車を運転しながら我慢をしなければならないということですね。時間にして言えば、多良木町から人吉市に行く間に、トイレが一つもないという状況であります。

ですので、用地とか水利のことはよくわかりましたが、それでも検討していただくことはできないのでしょうか。その設置すること自体、どうでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今、企画課長が言いましたように、槻木から発たれる場合には小学校のトイレで一応用を済まして、ご自宅で用を済ましてこられて、で、下り坂下って、久米の郵便局の近くでトイレがあるということで、これまではなかったんですね。これを作るということにしました。

多良木から行く場合には、用をたしていただいて槻木の小学校でまた使えるということなんですが、今、こういう話をしてトイレをつくる準備をしておりますので、トイレに関しては、そういうことでご容赦いただきたいと思うんですが、協議はしてもらえるのかということでお話がありましたので、どういう方法でできるのかちょっと簡易なのか、きちんとしたトイレあたり、できるのかどうか、まず水がないということが一つ、水があればいいのかって話にもなってくるんですけど、そこらあたり検討はしてみたいと思います。

ただ、今の段階での計画はありませんということでご了承いただきたい。

○議長（高橋裕子さん） 12番落合さん。

○12番（落合健治君） すいません、よくわかりました検討の方をしていただけたという話はよくわかりました。

ここで休憩の申し出をしてもよろしいでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前10時58分休憩）

（午前11時5分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。12番落合さん。

○12番（落合健治君） 4番の部活動の対策についてお伺いいたします。

まず一つ目は、小学校の部活動廃止後の小学生、保護者、先生方の現状をどう認識しているらっしゃいますか、お聞きします。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） 答弁をさせていただきます。

まず部活動廃止、そして社会体育移行に伴いまして、スポーツクラブ等の加入率は高くなっている認識はあるというのが学校の見解でした。

しかしですね、児童の家庭の事情によりまして、新たにスポーツクラブ等に加入できた児童、送迎等の関係もあり、自宅で過ごすことが多くなって、いわゆるゲームをする時間が増えた児童もいるって認識を学校の方では持っていらっしゃるというふうに思います。

先生方につきましてはですね、働き方改革の一環とあわせて部活で使っていた時間をですね、子どもたちと向き合う時間として活用することができるようになったという前向きのお話も聞いておるところでございます。それが現状かというふうに思います。よろしく願いします。

○議長（高橋裕子さん） 12番落合さん。

○12番（落合健治君） 先ほど言われたように小学校の部活動の廃止後ですね、保護者の方々からいろんな話を伺っています。

その保護者の方々が言われるには、先生方の働き方改革のこともあるでしょうが、やっぱり子どもたちが家の中で過ごすことが多くなったって保護者の方の意見もたくさん聞いております。

それに対してですね、そこの保護者の方、保護者の方に対して何か啓発もしくは啓蒙活動ですかね。こういうふうにしていただいたら、加入していただいたらよろしい、していただきませんかみたいな活動はされているのでしょうか。お願いします。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） はい、答弁をさせていただきたいと思います。

まず、全体でですね、この経緯を整理、理解するために、ちょっと流れを整理させていただいてよろしいでしょうか。

熊本県教育委員会の小学校部活の廃止、そして社会体育移行の方針を受けまして、本町教育委員会といたしましても、平成 28 年度から、小学校部活動社会体育移行検討委員会を設置いたしまして協議を行ってきたところでございます。

その委員会の中ではですね、既存のスポーツ少年団やあいあいスポーツクラブを受け皿として加入促進を行うこととしまして、行政の方といたしましては教育振興課の方で実施しております放課後子ども教室におきまして、特に今年度からですけど、学童クラブとの連携を深めて、スポーツ指導者のもと、スポーツ推進員さんたちですね、スポーツに親しむ時間を盛り込むことで、この課題に取り組むことになっているところなんですけど、保護者の方々につきましては、あくまでも、この熊本県からの流れというところで、そういう説明をさせていただいておりますし、年度末にですね、各保護者の方に今までの経緯と新しくこういう受け皿があるということにつきましては、周知をさせていただいているところでございます。以上です。よろしくお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 12 番落合さん。

○1 2 番（落合健治君） 経過自体はわかりました。

しかし、今までと違って、あいあいスポーツやクラブチームや社会体育に移行して保護者の、先ほど言われたように送迎等の理解やお金の負担がないと、子どもたちがスポーツを指導してもらえない環境であります。

それに対してですね、町の方がですね、その内容をきちんと説明しているかと言えば、私は足りないと思います。

内容をですね、あいあいスポーツ自体は、年齢関係なくみんなで楽しくやりましょうっていうのが基本で、クラブチームに関しては、勝つために頑張りましょうっていうのがほぼほぼの基本だと思います。社会体育に関しても、その基本理念は若干ばらばらになってると思いますので、その辺の説明が保護者の方に説明されていないと思いますが、どう思われでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） はい、答弁をさせていただきたいと思います。

まず、おっしゃるとおり学校の部活動ですね、社会体育の場合は目指すものが違うかなということでは考えております。

ちょっと先、あとの方ですねお答えしようと思ってたんですけど、30 年度までは、こちらの社会体育移行の検討委員会というところで協議をしながら、話し合いをしてきたところなんです。これで終わりかなと思ってたんですが、熊本県教育委員会の要請でですね、少なくとも 1 年間はその移行の検証していただきたいということで、今年度につきましては特にそういうスポーツの指導者あたりの数を多くしてですね、合わせて受け皿となるクラブからの代表も来ていただいて、保護者、学校との話し合いをまた深めていくということで、今対応させていただいておりますので、ちょっと 1 年間ぐらいはちょっと見守っていただければというふうに考えます。よろしくお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 12 番落合さん。

○1 2 番（落合健治君） すいません。そういう 1 年間の検証期間をもし作るのであれば、具体的に何回程度もしくはどのような方法で検証されるのか教えていただけますか。

どのような考えを持っておられるか、部活動廃止後の多良木町のその育成についてですね、いろいろ聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） 社会体育にですね、部活動が移行した場合に、当然起こってくるような課題ですよ。

親が勤めてますので、なかなか送り迎えができない。それから民間の少年スポーツ団体に入るには年会費とか、部費が発生しますね。でも非常にこう厳しいご家庭におきましては、そういう余裕がないと。でも子どもはやりたい。そういう状況は当然、予想されたわけでありまして、じゃあどうするかということになるわけです。

理想を言えば、もう町が全額負担してですね、やんなさいと言うのが 1 番いいわけですけども、なかなか町の懐事情もありますし、簡単にはいきません。ですから一つ、まず第 1 段階としては、お金が余りかからない放課後子ども教室、去年は 2 回ぐらい実施してたんですけど、週に。それをもう 1 回今年を増やしまして、そこで総合運動クラブみたいなものでゲームを通して体力を養うとか、そういうものに取り組んでいるんですよ。そういうところにまず入ってみませんかというのを学校からでも、勧めていただければですね、入る子も出てくるかもわかりません。

ただ送迎の時間ですよ。これはもうお父さんお母さんが何時に帰ってきなかわからんからですね。何時に迎えにいけば来てもらえるかわからないわけですから、その放課後子ども教室で、何時まで面倒見られるかちゅうこともあります。ですから、その辺のことはしっかりやっぱ考えていかなければいけないと思っていますが、まず当面の対応としてはそういう対応してみたらどうだろうか。

そして 1 年やってみて、今年はある意味は実験的な年ですのでですね、その検証して、その後、どうしても町の方で対策をとってほしいという強い要望がですね、上がってくるようなことがあればですね、それはもう町の当局と、町当局と話し合いをしまして、対応していく必要があるかなと思っています。しばらくちょっと様子を見てみたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 12 番落合さん。

○12 番（落合健治君） すいません。それでは 3 番の方に移らせていただきます。

中学校の部活動の廃止も予想されるわけですが、小学校の部活動の廃止の際はですね、なかなか準備が遅く、保護者の不安も多く聞かれ、中学校 1 年生が入学した際には、いろいろどうなってるのかっていうことを大勢の保護者から聞かれました。その受け皿となる各種団体全体の定期的な話し合いはされているんでしょうか。

中学校の部活の廃止も大体予想されていると思いますので、各種団体の定期的な話し合いが行われているのか。もし行われているなら内容まで教えてください。お願いします。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） 答弁をさせていただきます。

まず熊本県の教育委員会ですね、小中高等学校における運動部活動の指針というのがございまして、その中では今危惧されているような中学校の運動部活動、社会体育への移行につきましても記載されておられません。

ただし、本町におきましては、平成 30 年度末にですね、校長の裁量でやれることでございますので、その年に定年退職される校長先生の方が、子どもたちの激減、10 年後に 150 人程度の児童生徒になる、生徒数になるということを取らしてのですね、いろんな方向性が出ました。

ただし、校長が変わると考え方も変わっていくというのが学校の部活の考え方だというふうに思いますので、そこらあたりは、もう現場の方に任せるしかないというところなんです。

とにかく中学校についての社会体育移行については、県の方では記載はないということなんです。

ただし、今後、社会体育団体との連携を図っていくことが重要かというふうを考えております。1 番最初の答弁の中ですね、団体との話し合いの場ということで、まず 28 年度に、こちらは先ほど申し上げました、社会体育移行の検討委員会を設置しておりますので、行政といたしましては、28、29、30 というところで、約 3 年をかけてですね、準備をして、保護者の方にも周知をしていったというふうを考えてます。

ただし、小学生が通常の時間で部活動できる時間帯で指導できる、まず指導者がたくさんいらっしゃるわけですね。その受け皿がないというところで、保護者の方々には急々な取り組みに見えたのかもしれないということは考えております。

ですので、先ほど申し上げましたとおり、県の方の 1 年間は少なくともこちらの方の移行の状況を検証してほしいということで、31 年度といいますか、令和元年度につきましてもですね、既に 1 回、団体の指導者を含めてですね、学校現場、ここらあたりと話し合いをしておりますので、今後ともよりよいスポーツ環境の整備に、行政としても努めていきたいというふうを考えております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 12 番落合さん。

○1 2 番（落合健治君） すいません、30 年度に一回話し合いをされたことはわかりました。

小学校の部活動はもう廃止になり、もう移ってるわけですが、それで、その変化を推移するためにも定期的な話し合いは必要だと思うんですが、その話し合いは、その計画をさせているんですかね。

ずっと例えば、あいあいスポーツ、多良木町の場合はあいあいスポーツ、クラブチームもしくは、社会体育部ですたいね、定期的な話し合いをずっとされていくべきだと思うんですが検証期間にかかわらずですね、それ自体はどう思っているか、よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） 答弁をさせていただきます。

先ほど申し上げましたんですが、今年度に入りまして、一度その検証委員会の中で話し合いをする折に、今までのメンバーに加えてですね、もともと、あいあいスポーツの方は代表者が入っていらっしゃるんですけど、少年野球のチームとか、そこあたりの指導者を増やしていくことで今、既存の団体っていう形での検討に変えていきたいと思っておりますので、最初の答弁をさせていただいたとおり、あと一、二回ぐらいはですね、途中経過、そしてその方策について検討していきたいというふうを考えております。

○議長（高橋裕子さん） 12 番落合さん。

○1 2 番（落合健治君） すいません、話し合うのはわかったんですが、その内容をやっていく、検証していく上で、そのテーマ自体は、例えば教育振興課の方が集められて話し合いをされる場合は、テーマもしくは討議内容があると思うんですが、その内容は一体どういうものなのかちょっと教えてください。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） すいません、答弁をさせていただきます。

まず 1 回目の資料をちょっと今手元にございませぬので、後ほどちょっとお話を、個人的にお話をさせていただければと思います。

2 回目、3 回目につきましてはですね、担当者、担当係長、教育長と話し合いをしながらですね、どういう内容にしていくかってことにつきましては、関係団体との事前の打ち合わせも密にさせていただいて、協議内容については検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 12 番落合さん。

○1 2 番（落合健治君） すいません、検討、検証を重ねていく上で、1 番大事なのが小学生の部

活動の加入率を上げるとか、興味を持っていていただくということだと思いますが、各学校を回った場合にですね、その告知方法がよくわからないと校長先生たちがおっしゃいました。

それはなぜかという、各部の入部時期だったりとか、入部方法だったりとかが違うわけです。そのことに関しては、入部しやすくなるように告知等々は考えていらっしゃるでしょうか、そこを教えてください。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） 答弁させていただきます。

30年度末にですね、各学校の方に今まで検討してきた内容、こちらの部活動移行検討委員会の中で検討したことについての内容について経緯を含めたところで、合わせて受け皿となる、そういうあいあいスポーツクラブの現状とかですね、子どもたちが入れるのはこういうのがありますとか、あとはスポーツ少年団の中のバレーボールの女子ジュニアですね。それと野球のチーム、合わせて、久米小学校の体育館を利用してやっているところの久米蔵土館、こちらあたりの会費、月謝等についての資料については配ってはおりますが、ちょっとある学校におきましては、ちょっとそれが保護者の方に行っていないというのをちょっと聞いております。

それは学校の判断だったというふうに考えておりますが、大変残念なことです。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 12番落合さん。

○12番（落合健治君） 現状のことについても、一応は理解いたしました。

子供たちがですね、よりよく部活動等に入りやすくなるように努力、検討お願いします。これで、私の一般質問の方を終わらせていただきます。

○議長（高橋裕子さん） これで12番落合健治さんの一般質問を終わります。

次に、2番中村正徳さんの一般質問を許可します。

2番中村正徳さん。

中村正徳君の一般質問

○2番（中村正徳君） それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

質問事項、総合開発計画について。質問要旨、第五次多良木町総合開発計画が来年度で終了するが、新しいまちづくり計画はいつ頃から策定に着手するのか。また、どのようなまちづくりを目指すのか。基本計画の中で目標を具現化するために重点的に進める施策は何かについて、順次、質問をいたします。答弁願います。

第六次多良木町総合開発計画は、いつ頃から策定に着手するのか、まず伺います。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えいたします。

総合開発計画につきましては、地方自治法の改正によりまして、自治体での策定義務というものはなくなっているわけですが、多良木町におきましては、まちづくりにおける最上位の計画であると位置づけておりまして、最も重要な計画であるというふうに思っております。

第五次多良木町総合開発計画は平成23年度から10カ年の計画期間ということでございますので、令和3年3月末をもってこの計画期間が満了となります。これまでどおりの10カ年計画というものを策定するということになりますと、令和2年度中には計画を策定してしまうということが必要でございます。

しかしながら近年、時代の流れというものが早くなっておるような気がいたしまして、基

本構想そのものが時代に合わなくなってくるということが予想をされているところでございまして、また、町長が目指すまちづくりというものを基本計画へ反映させるということになりますと、当然ズレというものが生じてきますので、非常にこう難しいというところが、これまでもあってきております。

これを町長の任期に合わせて、基本構想を8年、基本計画を前期、後期それぞれ4年ということにいたしますと、ちょうど町長の任期にあったところでいきますので、その意見を反映しやすくなるというようなことが考えられております。

第五次計画を1年間延長させて、町長が任期がありますので、その後1年をかけて策定をするということになりますと、ちょうどそのサイクルにあってくるんじゃないだろうかというような考えで、今事務局としては思っているところでございますので、仮にそのようにすることになりますと、第六次の総合開発計画につきましては、令和3年度に策定するということになろうかと思っております。

この件に関しましては、後日改めて議会へも、当然議決も必要になってきますので、相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） 丁寧な答弁をいただきました。

私はいつから策定に着手するのかと尋ねてましたけども、ちょっと考え方を示していただきました。課長言われたようにですね、自治法の改正になってもう義務づけられてはいないわけですね、こちらの方は自主的といいますか、自分たちの町で策定していつて将来像を見据えるということで、策定をする、したほうがいいんじゃないかということですけども、後ほどもこの話、答弁内容についてまた出てくると思いますが、現在が十カ年計画で前期5年、後期5年というなことが今ん中では、前期を4年にして後期を4年にして8年の基本構想をつくりたいというな話で、丁寧に答えていただいておりますけども、いずれにしましてもですね、そのような内容は、それは私もいいんじゃないかなと思っております。

後ほどそのことについては、また質問をいたしますけども、早い方がいいんじゃないかなというふうに策定に関してはですね、すぐできるわけじゃないもんですから、令和3年といいますと、あと2年間かかってつくるということになってきますんで、そのときにちょうど町長の任期に合わせてっていうな答弁でしたけども、それでは、もう一期やってもらわんと、町長、自分の考え方は後ほど聞きますけども、それには、そぐわないわけですから、令和3年に合わせてって言わずに、早急に策定には入ってもらいたいというふうに思います。

策定に入るとしたら、策定委員構成はどのような人たちにお願いをしていきたいと思われましますか。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、計画を策定する際に当たりましては、当然、庁舎内での検討会議を経た上で、素案を作成して策定委員会といいますか、策定委員の方へ諮問することになっております。

この策定委員につきましては、条例で多良木町まちづくり推進委員会がこの策定の諮問を受けるというふうなことで決まっておりますので、そちらの方へ諮問をしていくという形になろうかと思っております。

諮問した後でございますが、まだ今事務局の考えの途中でございますけども、その中に、それぞれのいろんな分野があるかと思っておりますので、それぞれに部会を設けていただいて、その部会では、住民の方を入っていただいて、ワークショップあたりもやるのもいいんじゃないかというふうに思っております。

やはりあの行政だけの考えじゃなくて、住民の方々の思いというものをこの計画の中に入れる必要があるというふうに思っておりますので、そんなこともできないかなというふう

に考えている途中でございます。

○2番（中村正徳君） 町おこし委員会、推進委員会が中心になるということは、当然だろうと思いますけども、住民の皆さんがた、各種団体の方々によるワークショップも必要だろうというようなことでございます。

その一環として、今回は策定委員会の策定に当たっては、町民アンケートをとられたというふうに記憶をしておりますけども、今回はどのようになされるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えさせていただきます。

基本構想、これを考える上で、先ほども申しましたとおり、多良木町の魅力や課題、住みやすさなどを町民の皆様の思いというものを把握する必要があるというふうに思っていました、前回、第五期の第五次の多良木町基本構想、総合開発計画の後期基本計画を策定した際には、町民の中から1,000世帯を抽出してアンケート調査をした経緯がございます。

今回もそのような形でアンケート調査を行いながら、住民の意向を把握していきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） 住民参画をとられるわけですから、当然アンケート調査もとっていかれるというふうに理解をいたしました。

その中で、当然、地方創生総合戦略も基本構想の柱になるというふうに思いますけども、これは人口減少、高齢化社会に対応するため、自分たちの地域は自分たちで考えて今からまちづくりをやっていきなさいっていうのが地方創生総合戦略だろうと思いますけども、位置づけはどのように考えておられるか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お尋ねの総合戦略でございます。

先ほど申しました基本構想というものにつきましては、あくまでも多良木町の最上位の計画であるということございまして、その中に基本計画というのが前期、後期あるわけございまして、その基本計画の中には基本構想に定めるものをより具体的に計画として策定する必要がございます。

総合戦略につきましては、国が進めております地方の人口減少対策、これが1番のことございまして、そういうことになりますと、この基本計画の中でも、一番重要で早急に進めるべきことをこの総合戦略の中に定める必要があるというふうに思っております。

したがって、この基本計画の中でも1番トップの方に位置するということでございます。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） 最上位の考えの中で、やっぱり総合戦略っていうのも重要な課題として取り組んでいかなきゃいけないというような答弁ですけども、先ほど、それでは委員会の中に策定委員会の中にはということで、答弁をいただきましたけども、総合戦略を取り入れていくのであれば、当然、今回、多良木町でもお願いしております地方創生アドバイザーの方にも策定に関して携わっていくのかどうか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） 議員申されましたとおり、地方創生顧問として今2人の方に7月から就任をしていただいているところでございます。

この2人につきましては、両方とも大学の教授をされているということございまして、特に、そのうちのお一方、県立大学の名誉教授におかれましては、これまでも熊本県内外、福岡の方も含めてでございますが、数多くの自治体におきまして総合開発計画の策定委員会の議長という役職を務めてこられた経緯もでございます。

またご本人は、神戸市役所を筆頭に、行政に関する専門家でもございますので、非常に重

要な経歴をお持ちでございます。そういったことから、今回、行っていきますアンケートの分析から、それから国が目指してもあります地域づくりというものの方向性あたりを踏まえたとところで、多良木町にご指導をいただきたいというふうに思っています。

加えまして、先ほど答弁した内容にワークショップという言葉を出ささせていただきましたが、これについての座長あたりも務めていただければ、よりうまくまとまっていくんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） いろいろとアドバイスをいただきたいということで、県立大学の・・・教授におきましては、大変経験も豊富な行政についての持っておられるということで、この・・・教授については、空き家対策、空き家バンク等々についても精通されているというようなことを伺っております。

それから熊大の教授、助教授につきましては、・・・さんにつきましては、6次産業分野も多良木町でやってみたいというような考えを持っておられる方とお聞きをしておりますので、ぜひいろんな方面からですね、多方面から、またワークショップの座長を務めていただきたいということでございますので、いつぞやの総合マネージャーみたいなことにならないようにですね、ぜひ頑張ってください、すばらしい総合開発計画の策定に当たっていただきたいというふうに思います。

私たち議会議員も当然、総合開発計画については、独自で調査、研究を行っていくというふうに思っておりますけども、私は早い段階から執行部と議会と一緒に総開発計画の内容については検討していった方がいいんじゃないかなというふうに思っておりますけども、どのように思われるか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えいたします。

先ほども答弁しましたように、現在、六次の計画について、これまでの10ヵ年計画でいくのがいいのか、あるいは後段で申し上げましたとおり、8ヵ年計画にした方がいいのかということもあわせて、後日、議会の皆様方にご相談をさせていただきたいということで答弁させていただきました。

また、そのあとについても随時情報を提供をさせていただきながら、議会の皆様のご意見を拝聴させていただいて、よりよい町の将来像を描きたいというふうに思っておりますので、どうかこちらこそ、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） 中にはですね、議員さんの中にも、検討委員会で検討しているのに、途中半端で議会がいろいろとぐちゃぐちゃ口出すのはいかなものかって言われる方もいらっしゃる。多良木中学校の移転計画の、今2回の報告会もを聞いたわけですけども、報告は聞いてるだけじゃなくてですね、4案、パターンを説明途中で示されましたけども、そういう中でも、私たち議会と私個人ですけども、そこに3階建てのRC構造、鉄筋コンクリートづくりの校舎をつくりたいんだっていうこと、あれ4パターンとも全部、3階建ての校舎新築ということになってましたけども、私は木造で、平屋でいいんじゃないんすか、将来的のこと考えればとか、いろんな意見を持ってるわけですね。

ですから、総合開発計画の中にもやっぱり議会も一緒になって入って行って、やったほうがいいんじゃないかなというふうに思いましたんで、そのように考えておりますので、こちらこそよろしくお願いをいたします。ここしか笑うところないですよ。他にはありませんから。

策定に関しては、余り令和3年までつくりたいということで、余り時間的余裕がないわけですので、早急に着手していただきたいというふうに思います。策定に当たってのプロセスについては、今いろいろと伺いましたんで、こちらのタイムスケジュールっていいですか、

そういうことについては、理解をいたしました。が、どのようなまちづくりを目指すのか、今後 10 年間と書いてますけども、先ほどの課長の答弁の中には 8 年間の中で多良木町のあるべき姿、進むべき方向を示す最重点的重要な政策の決定だろうということで、いうふうに理解をいたしております。

それでは、4 年後、8 年後の多良木町を見据えたところの将来像を描き、どのようなまちづくりを目指すのか、町長の考え方を伺いたいと思います。ここが今回の 1 番のメインでございますので、多良木町の将来像を町長が、どのようにとられておられるか考えをお聞かせください。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、いろいろとご質問ありがとうございます。

基本構想についてはですね、これから皆さんと協議しながらやっていければというふうに思っておりますので、その節はどうぞよろしくお願いしたいと思います。

答弁をいろいろ考えておりましたら、私の場合は長くなるきらいがありますので、そこらあたり、もう長過ぎるぞというなことであれば、そこで言うていただければというふうに思っております。

今、私たちの地域は、少子高齢化、それから人口減少が進んでいます。この漠然とした不安に対して、データをもとに検証した初めての論議は、多分ですね 6 年前の 2014 年に中央公論新社から初版本が出ました地方消滅という本、これは増田寛也さんですね、前の総務大臣が監修された本だったんですが、だと思えます。これは基本的なテキストとしてですね、皆さんご存知だろうと思えますし、日本の 2010 年の人口が 1 億 2,800 万人の人口は、これから 30 年後の 2030 年には 9,700 万人になると。世紀末、2100 年ですね、には、4,900 万人と、わずか 100 年足らずで現在の 40%の水準まで減少するということが、そこで論じてられておりました。

この統計の数字は国立社会保障人口問題研究所が出しておりますので、公的な機関が出しているということですね。ちなみに 21 年後のことになりますけれども、この社人研のですね、2040 年の推計が出ておりますのでご紹介したいと思うんですが、水上村がですね、1,194 人になると、21 年後ですね。湯前町が 2,246 名、多良木町が 5,416 名、あさぎり町が 1 万 779 名、錦町が 6,944 人、山江が 2,249 人、相良が 2,571 名、五木村は 398 名、球磨村が 1,726 名ということで、郡内の合計の人口が 3 万 3,523 人になるという統計がこれ社人研の統計で出ております。これに人吉市の人口が同じく社人研の統計で、21 年後は 2 万 1,256 人になるということで、21 年後には人吉市を加えても、この地域は 5 万 4,779 人ということになっております。この人口統計によればですね、人吉市は 21 年間で 1 万 1,000 人の人口が減少するということですので、これはかなり深刻な事態ではないかと思えます。

大分前だったんですが、どうも最近町の人口が減少してきたよだなということで、もう私も当時議員をやっておりました感じていたんですが、これは自分の町だけではなくて周りの町もですね、同じように人口が減少しているということに気づいたのがですね、町の多良木町の人口が 1 万人を切りましたのが、平成 28 年の 10 月末でした。人吉球磨全体でも同じように人口が減ってきたということだと思えます。産業構造がですね大きく変わって、社会の構造も大きく変わる中で、多くの市町村が人口減らしていっています。

多良木町の場合は、今、毎年的人口が大体 160 人から 170 人ほどが減少しています。仮に 1 年間に 165 人の人口が、人口減があるとしたときに、5 年後の多良木町の人口は約 8,600 人になります。10 年後の人口は 7,800 人くらいになるというふうに思われます。これは自然減が大きく影響しておりますので、しかし 10 年後ということになりますと、私たち団塊の世代が 80 歳超えますので、人が亡くなることでの人口減少という意味ではもっと人口は減少するのではないかなと考えておりますけれども、仮に、165 人が毎年減少していく場合にはというこ

とで考えたときには、10年後には多良木町の人口は約7,800人程度であろうというふうに思っています。

人口が減少するから、からこそですね、できるっていうことはあるかと思うんですが、そこらあたりに手をつけていかなければならないなというふうに考えております。中心部の活性化を考えていくコンパクトシティ構想ですね、これを取り入れたまちづくりというのは、その一つの方法じゃないかなと考えてます。その中で、町として医療、教育、交通、水道、下水道といったインフラですね、そういった生活に必要なサービスをどうやって維持していくのか。また、道路や橋梁、公共施設もかなり古くなっておりますので、そういった社会資本をどう補修していくのか。地域の産業、雇用をどう支えていくのか、こういった課題はたくさん多良木町にもあるんですね。

根拠のない楽観論は危険ですけど、しかし悲観論だけ言っても町のためになりませんので、まずは人口減少のスピードを遅らせることが必要だと思います。そのためには、若い方々に町に残っていただくような施策を考えなくてはならない。今の子育て対策を今後も継続しながら、子育てをしておられる若い方々をサポートしていくというのがまず第1ですね。

それから、住宅政策として若い人たちが外部から移住してこられるような住宅環境整備を行っていくということが2番目です。また、これは前の議会で議員のご質問中にありましたので、その時お答えしたんですが、3世代が同居する世帯というのがある場合、家を新築される場合に、何らかのお手伝いができないかなということも、これから考えていかなきゃいけないかなと思ってます。このあたりは議会の皆さんがたにですね、改めてご相談をしなくちゃいけないと思うんですが、特に若い女性が町からいなくなった場合には、次の世代が生まれるはずはありませんので、町に若年層の女性を残していくために何らかの手だてを考えていかなければならないんじゃないか、これが3番目ですね。

少し古いデータなんですけど、その前に、先日ですね、人吉医療センターの方とお話をしておりましたら、熊大の産婦人科の方が人吉医療センターから引き上げるということになりました、なったそうです。それで、そうすると、民間の産婦人科でなければ子どもが生まれないということになりますので、これもかなり厳しい状況になってきているのかなと思います。2010年の出生動向基本調査では、未婚の女性の結婚希望が89.4%高いです。欲しい子どもの数は平均2.12名、それから既に結婚しておられる夫婦の考える理想の子ども数は、平均2.42になってますので、若い人たちは最低2人は子どもが欲しいというふうに思っておられているデータが出ております。それが実現できない阻害要因を取り除いていくということが出生率を上げていく鍵になると思います。それはやはり安定した職業がなくてはいけないということになりますので、安定した職業につくということになると思いますので、子どもを産み育てることができる経済的な基盤の確保ですよ。

女性の育児と就業の両面から、ご主人の夫の育児への参画が必要。困難な場合のその打開策、このあたりになりますと、やはり地方自治体としては限界を感じるんですね。ですから、これはやはり自治体で努力して解決できる問題ということではなくて、もちろん努力はしますが、例えば地方に移転する企業の法人税を大幅に減らしていただくとかですね、減額する法律的な措置をとっていただくとか、そういう国の抜本的な税制改正とか、そういったものに入ってくるんじゃないかなというふうに思います。社員が子どもをたくさん持ったところで会社としてはですね、それが一見それが企業にプラス的な、プラスの要因をもたらすのかといった場合に、会社の方ではそれはそうではないということになるでしょうし、自分の会社の目先のことがまず大事だろうというふうに思います。企業としての考え方も働き方改革の中で、切りかえていかなければならないところが出てくるのかなって、もちろんこれは役場にも同じことが言えると思うんですが。

多良木町では昨年と一昨年、先ほどもちょっと話が出ましたが、妙見野展望の森、展望公園

で、多良木ビジネスデザインキャンプというのが2回行っております。この実験的なイベントを行いました、その後、このイベントから派生した、多良木ビジネスデザイン勉強会という組織ができておまして、そのサークル活動を行うこの組織が多良木町の石倉ですね、それからブルートレインの前の広場を使ってマルシェを開催しておられます。毎回数百人の方が見えておられます多良木に。中心メンバーは、町の子どもを持った若いお母さんたちなんですが、このメンバーはですね、議会のご了解をいただきましたので、両委員会の温かいご了解いただきましたので、8月からですね、えびすの湯の場所を借りて、自主的な活動を始めておられます。8月だけで4回行っておられるということで、大変敷居の低いサークル活動ですので、だれでも参加することができます。湯前町、水上村、あさぎり町、相良村あたりからもですね、参加があるようです。マルシェに関しては、いつも大変お客さんが多くて数百人ということですよ。

町の現在の状況を見てみますと、急速に高齢化が進行している中で地方の雇用を多少とも食い止めているのは医療と介護の分野での雇用があると思いますので、国勢調査の就業者の推移を見ましてもですね、産業全体では東京と沖縄を除く全域で減少していますけれども、医療介護分野の就業数は全体では増加しております。しかし、これから将来に向けて介護を必要とする人口が増えていきますので、この分野の就業者もですね、医療介護以外の仕事にシフトしていかなければならない事態が起きてくるということは考えられますので、町の働き手が減少していく、そのことに対応していくにはどうしたらいいのか、議員の皆さんもご承知のとおり、消防組合庁舎の建設現場の裏にですね、新しい庁舎ができておりますけれども、ここは多い時に30名の外国人労働者の方々がこられていたということですので、そういったことも考えればですね、昨年12月8日に出入国管理法が改正されて、外国人の研修生の国内滞在の期間が延長されました。特定産業分野にですね属する相当程度の知識や経験を有する、技能を有する、外国人の在留資格という条件は、一定の条件があるんですが、これを更新することで上限5年までは延長が可能ということになりましたので、現在の多良木町に住民登録されている外国人の数が55名ということですよ。10年後には登録外国人の方も相当増えてくると思います。そのことは間違いのないと思いますので、そういう方々の力もお借りしなければならぬかなというふうに思っております。

ちょっと話が長くなりましたけれども、そういうことを今考えております。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） 町長が考えている、まちづくりがちょっとよく整理がつかせませんでしたけれども、40年後、社人研の推計によりますと2040年には多良木町は5,416人になってくるんだっていうことで、そういうことで取り組まなきゃいけないのは、今の話聞いてるとコンパクトシティ構想をやらなきゃいけないし、進めなきゃいけないし、それから若い人たちが多良木町に定住できるような環境づくりの整備をしなきゃいけない。そのためには、住宅環境の整備もしなきゃいけない。それから、3世代が集えるような家庭環境の整備も進めなきゃいけない。それから出生率を上げるためには、医療機関との連携も図っていかなくちゃいけないってようなことで、ちょっと多岐にわたっておりますんで、午後の方での質問の中で、またちょっと煮詰めたところでですね、ちょっとそれをコンパクトしたところでお聞きをしていきたいというふうに思っておりますんで、ここで、暫時休憩をお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 昼食のため暫時休憩します。午後は1時から始めます。

（午後0時00分休憩）

（午後1時00分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

2番中村さん。

○2番（中村正徳君） 午前中に引き続きまして一般質問を続けます。

新しいまちづくりについて伺いました。これまで町長は前任者が策定された基本構想、これは平成 23 年から令和 3 年まででございますけども、その中で、後期基本計画に沿って実施計画を見直しながら、1 例としましては、生涯学習センターはリセットされてきております。そういうことをしながら行政運営に当たってこられたとっております。

言い方が悪いとは思いますが、今までは残務処理といいますか、前任者が作った構想の中で行政をやってこられたわけですが、今までとは違った、今後どのような町にしたいのかってことで町長の考えている多良木町の将来像について伺ってまいりました。

先ほども述べましたけども、極めて重要な課題、町長もそのように考えておられる施策だろうと思います。人々が光輝き未来をはぐくみ、希望に満ちたまちづくりを目指した基本構想をぜひつくっていただきたいというふうに思います。

次に、その基本構想の中で目標を具現化するために重点的に進める施策について伺いたいと思っております。

先ほど課長の答弁中に、基本計画は 4 年、4 年、8 年で基本計画を策定したいというようなことございますけども、町長が考えておられる前期 4 年の基本計画の中で、先ほどは 4 つぐらいの項目を上げておられました。コンパクトシティもそうですけども、そんな中で必ず達成を任期中に達成させたいと思っておられる施策について、短く、手短かに答弁をお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 先ほどはですね、答弁に大分時間を割いてしまってすいませんでした。どんなまちづくりをしたいのかということでしたが、大分、はしょってしまったところがありましたので、もうちょっと、ちょうど、ちらっと時計を見ましたら 12 時も迫っておりますので、議員の方からもこう目で合図がありましたので、大分、はしょってしまったんですが、しかしあのその部分でもですね、1 番重要になっていきますか、まず医療介護の充実ということ、これらはかなり長く言ってる、これははしょってしましまして医療介護の充実ですね。

それから、若い世代の流出を防ぐが 2 番目ですね、それから今目指しております 5 年後の公立中学校の新設、それから、前からいろいろとご質問を受けて、企業誘致のことはお答えしておりますが、IT ビジネスの誘致ということですね。それと、商工会からもそうですが、多良木高校の同窓会からもお願いがっております中心市街地の活性、整備、あそこの白浜旅館と高校の旧高校講堂跡あたりを中心にした中心市街地の整備、それからもう一つが災害に強いまちづくりということの後段の方で述べようと思っておりましたが、ちょっと余り長くなるといけませんので、こういうこの五つの、六つの項目を上げて、どういうまちづくりをしたいのかってことでしたので、一応そのまちづくりの言葉っていうか、活きる力、これは産業活性化の活ですね、活きる力。それからはぐくむ力、これは教育です。思う力、これは福祉ということで、これを活きる力、はぐくむ力、思う力をつなぐまちづくりということを推進していきたいというふうに思っております。

今、議員のおっしゃいました前期基本計画で達成したい施策はということですので、これから述べる政策はまだ、これからくみ上げていかなくてもならない施策だと思うんですが、ですから、まだ基本構想、基本計画、実施計画には掲載してありませんが、これから議会の皆さんとまた住民の皆さんとご相談しながら、案を組み立てていかなければならないというふうに思ってますが、先ほど若い方々に町に残っていただきたいというふうに申し上げました。

そのためには、町の中心に若い人たちの気持ちを引きつけるものがなくてはならないというふうに考えてます。その一つとして考えておりますのは、議会のご了解をいただければ、町の中心部に位置しております旧多良木高校の講堂、これを何らかの形で整備できればというふうに考えております。この講堂につきましては、平成 27 年の 3 月に商工会の方から町の

中心部に、これは1回、何て言うかりセットされてますが、生涯学習センターを設置してほしいという商工会のから要望が上がってありました。27年の3月です。同じ年の9月には、多良木高校の同窓会の方から、この高校講堂の保存の要望が上がってきております。で、こちらの商工会の要望については審議未了で、そのままになってしまったんですが、同窓会からの要望書については、27年の12月の議会で採択されております。

現在、白濱旅館、旧白濱旅館も町の中心部にあって、団体個人などの多くの方々に利用していただいておりますし、平成30年度の利用者が4,720名ということですので、多くの方々に利用をしていただいているという実績が出ております。中心市街地の活性化というのは、コンパクトシティの構想にも合致しますので、そのあたり次の前期基本計画に盛り込ませていただいて実行に移させていただけばなというふうに、これは、まだ正式にはではないですが、考えております。

その際に問題になってきますのが、現在、大集会場を使っておられる方々がどこを使われるのかということになるんですが、はい、それで、色々もろもろありますが、そういうことを議会の皆さんとも話しながら真剣に慎重にご相談しながらやっていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） 私はその中でも、色々述べられた中で、4項目と言いましたけどまだ残ってあって、医療介護等々が残って、実は6項目あるんだっていう話でしたけど、その中で、1番何を重点的に取り組みたいかっていうことでしたので3分でよかったです。

若い人たちに集まってもらうようなコンパクトシティ化をぜひやっていきたいということ、最終的には、コンパクトシティのことを言っておられるんでありますんで、そのことで、これを具現化するためには、重点的に施策ととらえております。

それでは、それをやっていくためには、長期、中期の財政計画が必要だろうと思っておりますけども、総務課長、端的に長、中期財政計画は、どのくらい先までできてますか。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 答えいたします。

長期、中期財政計画ということですが、例えば、中期が5年で長期が10年などが考えられると思っておりますけども、現在のところにおきましては、先ほどの基本構想の中でも話がありましたけども、時代の流れは速くなってるというような形の中で現在におきましては、中期、長期財政計画という形では作成をしておりますが、毎年のですね、実施計画の見直し、これローリング方式によって見直しを行っておりますが、行っておりますが、この中で、過去2年間の実績、財政実績を踏まえまして、今後3年間ということ形で、歳入歳出計画表というところで作成している状況でございます。

毎年ローリング方式で見直しをしております。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） ここ2、3年ということですが、本来はですね、10年後、もっと言いました、20年後、多良木町の財政はどうなるんだっていうことはですね、シミュレーション中、計画の中には入れておかないと、今からの事業ができないもんですから聞いてるわけですが、そうなったときに、2、3年後というようなことですが、そうなったときの経常収支比率といいますか、3年ぐらいしかできてないということですので、今年が93.3%の経常収支比率の決算である、30年度がですね。3年後あたりはどのような予想を立てておられますか。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 答えいたします。

経常収支比率ということですが、そもそも経常収支比率とは、いいですか。はい。わ

かりました。現在、93.3%ということでした。で、昨年度が88%ということでしたが、これは一般財源、平たく言いますと一般財源がどれだけ経常的な収支に注ぎ込まれていくかという比率でございますので、それにつきましてはどうしても義務的経費がどうなるかっていうことに、大きく影響してきます。

義務的経費っていうのが人件、扶助、公債費でございます。人件費、そういうことですね、現状の形でまいりますと、現状のような状況でいきますと、90%程度で推移していくものと思っております。はい、今、現状で言いますとですね。はい。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） この3年後ぐらいは90%ぐらいだろうっていうことですが、これ余り課長もご存知のとおりあまり気にしなくてもいい数字ですよ、仕事をやるかやるまいかに関わってくるんですから、収入は、支出の方が少なくなってくると、当然そういうような数字が出てきますんで、もし仕事をやって100%超えてくるような状況が出たときには、収入の方に補填すれば、補填といいますか、起債をおこすか町債をおこすか、それから減債基金を投入するか、基金の取崩ししたら、経常収支比率は変わってくるわけですから、公債費負担率というのが1番重要になってくるのかなと、これは重視していかなければいけないんじゃないかなというふうに思っておりますんで、町長あんまりこの金のことはあまり考えなくてもですね、仕事はやっていってもらってもいいんですよっていうことを言いたいんですよ。

ですから、先ほど課長が言いかけておりましたけども、義務的経費というのはもう一次経費って言われるもんですけど、これについては、人件費であったり民生費であったり、管理費であったり負担金であったりというのは、もうこれはどうしても避けて通れないわけですね。それからあとの二次的経費といいますか、政策的経費、こちら投資的経費とも言うんでしょうけども、これを考えながら、財政計画を立てていけばいいことであって、くどく言いますが、あんまり経常収支比率であったりとかにこだわらなくて、金のこともそんな心配しなくてもですね、事業っていうのはできるわけですよ。思い切った事業っていうのは、できると思うんです。

今まで、過去に行った事業の中には、先ほどもデザインキャンプ等々で妙見野の森公園を使っておりますっていうこと言っておられました。これは平成13年に竣工したわけでございますけど、それから駅前総合開発計画、これは平成8年えびすの湯、それから、総合グラウンド等々につきましては、平成11年に行われました未来国体、ここが軟式野球のメイン会場になりました。それに合わせてこの整備が、駅前整備が行われてグラウンド整備等が行われております。それから里の城大橋が平成19年に終わっております。それから先ほど言いました駅前周辺の開発によりまして木材団地の整備等々も行われておりますし、それから宅地分譲住宅が平成17年からやっぱり始まっております。これはその当時はですね、いろいろと批判をされた部分もあったかと思っておりますけども、現在は先ほども言われましたように、妙見の森自然の公園は大変高く評価されてます。当時は一時期はですね、あんな山の中に電気つけたりとかですね、あぎゃんとこ開発して何かなるかっていうことで、いろいろと批判をされました。里の城大橋についても、橋が二つあつとこに、なんであぎゃん橋作らんばんかっていうようなことでも批判されましたけども、現在はですね、高く評価をされております。

しかし、経済的な効果っていうのは上がっているんですけども、直接的に収入が上がってくるとかですね、それで稼げる、町が稼げるというような事業というのがないわけですね。ないって言いますか、間接的にはあるんですよ、経済効果というものものはものすごくある。ところが、稼げるっていいですか、それによって稼げるまちづくりという事業というのはですね、が、私は必要じゃないかなというふうに思っておりますんで、何回も質問をいたしております。

コンパクトシティも、構想もその一つですけども、私はランドマーク構想というのもできております。町長もこの内容についてはご存知ですよ。よくランドマーク構想っていう

のは、ご存知だと思います。これは、その拠点施設というものをつくって、そこに集客をして、観光でも集客をして、そこで金を落としてもらおうような、その拠点になるものという意味です。

また、詳しくは、いろいろと話があれば話はさしてもらいますけども、そういうランドマーク構想というのを、今回の基本構想の中にですね、残念ながら、六つの中に入ってなかったもんですから、七つ目の1番初めにですね、町長、単刀直入に入れるか入れないかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 前の町長時代のいろんな事業、こちらについて、当時は国も県もある程度財政的に余裕があったと思います。そういう部分では、あとにいい施設をたくさんつくっていただいたなど、それがあからやほり今の多良木町があるなというふうなことはもう実際感じております。里の城大橋にしてもですね、短くと言われましたが、ちょっと私はいつも答弁長くなりまして申しわけありません。

今、物流関係にしてもあそこを使っておりますので、多良木町に直接的に広域農道あるいは33号線から入ってくる道というのはあそこしかありませんので、そういう意味で非常に大きな事業であったし、多良木町のためになってると。それから駅前開発にしても、そうすけれども、グラウンド、野球場、それから木材団地を松尾山の方に移転をされて、そちらの方で順調に松尾山の方も今も、仕事をされてるっていう、そういう今までの何っていうですかね、これまでの町長のいろんな政策による成果によって今の多良木町が成り立っているということは、もうこれはみんなが認めるところであります。

今ランドマーク構想というふうにおっしゃいましたが、この六つの中にですね、中心市街地の整備ということを書いておりますが、その中で、今簡易宿泊所であるブルートレイン、これも相当傷んできてるんですが、町内でされてる個人経営の民泊、農泊の方々が、とよのあかりさんとかですね、源ちゃんファーム、ゆうがの杜さんとありますけれども、一時休業されていた多良木ビジネスホテルも今再開をされております。こちらは企画観光課の方で電話があったらいつも紹介をしているという状況なんです、それに旧白濱旅館の大正棟ですね、後ろの方、そこが1万2,000円でどなたでも借りれると。例えば、ご家族が結婚式等でこちらにこられたとき、あるいはご葬儀等で来られたときには、あそこ1万2,000円で使っていただいて、シャワーしかありませんので、お風呂はえびすの湯に入っていたかなくてはいけないと思うんですが、それと球磨リネンの方から布団を借りなきゃいけないというのがあると思うんですね。ですからそういう意味でちょっとご不便をおかけするかもしれませんが、それと近い時期にNOTE人吉球磨の方々がですね、多良木町にそういうホテルっていうか、今までの、古民家をリノベーションしてホテルを作りたいということもおっしゃっております。こちらは大畑のクラシックレールウェイホテルというのがあるんですけど、今レストランとそれから前の大畑の旧駅長官舎ですかね、そちらをリノベーションしてホテルにしておられるっていう。これはこないだテレビで特集をやっておられましたので、議員の皆さんも見られると思います。多良木町に観光とかビジネスでこられた人たちが、気軽に宿泊していただけるビジネスホテルがもう一つ、もう一つぐらい多良木町にあればなというふうには思ってます。

多良木町はですね、皆さんが行っておられる二次会の町というふうに使われておりますので、そういうところで楽しんでいただいて、歩いて帰れるそういうホテルが一つぐらい多良木町の中心部にですね、もう一つぐらいあったらいいのかなというふうに感じておりますが、ホテルあたりは、基本民間の方々がされるということです。第三セクターでやっておられる、公的な部分が介入している部分もあるんですが、先日ある実業家の方にですね、多良木町にホテルを建てていただけないだろうか話をしましたら、ホテル業は採算が合わないんで

すよねということをおっしゃいました。もうからなくてもですね赤字が出なかったら、働く場所になればということもありますので、そういうものに投資できればなというふうな考え方持ってます。

今全くの白紙の状態ではありますけれども、それから、ランドマーク構想の話も出ましたが、こちらの方まで続けていったらかなり長くなりますね。ここまででいいですかね。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） 本当はその最後の方、ランドマークの方を聞いたかったんですけども、中心市街地の開発のこと、それから大畑のNOTE人吉球磨の取り組み等々につきましてはですね、今回は余り言ってなかったんですけども、その中でビジネスホテルの拡充とかですね、そういうことは必要じゃないかなと思いますけども、観光を振興策の中ではですね、私の言ってるランドマーク構想の拠点の中で、町には相良700年の歴史文化遺産が数多く点在しておりますし、これらを結びつけてですね、そして観光で集客するランドマーク構想。

私の頭の中では、里の城っていう構想ですけども、そこは1回は前も言いましたけども、物産館なんですよ。物産館であって、それから2階、3階が歴史文化を発信する多良木町の文化発信地であるし、3階、4階、5階層というのもですね、作っていく、作っていくわけですけども、ここは、とてもロケーションのいい場所であってですね、ここに投資すれば必ず人吉水上線も間もなく開通しますし、あの中で今水上にも、かなりの人たちが訪れておりますけども、この道ができれば、1回、多良木の里の城の物産館に寄られるわけですね。そして多良木町の歴史文化の発信地もそこで見られて、何かしかの金を落としていただく、それがリピーターがつながっていけば多良木町の発信になるような拠点ということですね。

市街地の開発も、もちろん大切なんですけどね、そういうことで取り組んでいただければですね、私は将来、多良木町町長がそういう取り組みをしたっていうことが、絶対評価、高く評価されることがくると思うんですよ。ですから、そのためには、そういう取り組みをしていただいてですね、そして、それが町の活性化につながっていくような取り組みをぜひ、今回重点課題として入れていただければというふうに、もう答弁は求めませんので、あとまだちょっと事項が残ってますんで、またこの次ということをお願いをしていきたいというふうに思います。

それでは次の質問事項に移ります。防災計画について自然災害等における本町での危機マニュアル、危機管理マニュアルについて伺いたいと思っております。

世界的な異常気象により日本各地においても毎年のように、自然災害が発生をいたしております。幸いにいたしまして、本町におきましては、近年、大きな災害が発生はしてはいたしてはおりませんが、十分な危機管理対策が必要だろうと思います。災害対策基本法、これは昭和36年、法律第223号に基づいて多良木町の地域防災計画書が策定をされております。これに基づき、毎年、防災会議及び水防会議が開催をされて、防災訓練等も実施をされております。また11月には総合災害訓練も実施されると聞いております。

防災災害対策は十分にとられると思いますが、災害はいつ起きるかわかりません。今年も集中豪雨警報、土砂災害警報等が発令されておりますが、避難所の開設状況は、近年、近くのとこだけで結構ですんで、状況をお知らせください。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答え申し上げます。

今年度最近でございますが、6月29日から7月4日にかけての大雨のときに、7月3日午後3時に避難勧告を発令しましたが、そのときに開設をしております。そのときに保健センター、町民体育館、黒肥地小学校ということで開設しております。避難者の数は最大で午後9時でしたが29名の方が避難されております。

それから7月13日から7月14日にかけての大雨のときに、7月13日の午後7時40分に多

良木町役場の和室の方に自主避難所を開設しまして、最大で5名の方が避難されております。13日午後に土砂災害警戒情報が発表されましたので、避難勧告にしましたが、そのときに保健センターを開設しましたが、そのときに避難された方はいらっしゃらなかったところがございます。

それから、8月5日から6日にかけての台風8号の接近に伴いまして、自主避難所を保健センターと元下槻木小学校体育館に開設しておりますが、避難者数は保健センターが15名、元下槻木小学校が2名ということでございました。

あと8月14日から15日の台風10号の時には自主避難所として開設しましたが、16名の方が避難、自主避難として避難されております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） 今、課長の方から答弁をいただきましたけども、課長も今日の朝の熊日新聞の記事を読まれたというふうに思いますけども、県内の14市町村に市町村が発令した避難勧告に対し避難実績を公表したという記事が出されておりましたけども、集計避難率が、集計によった避難率が最も低かったのが多良木町の0.09、9,509人に対し9人だったということで、県内の14市町村中で多良木町の避難勧告に対する人員が1番少なかったという集計の記事が載っておりましたけども、先ほど答弁いただいた自主避難、それから避難勧告、避難指示等々の人数を聞いても、あまり多くないなというふうに思っております。

そこで自主避難と、自主避難はかなりちょっと危ないと思ってる方は自主避難されるわけですけども、それと避難勧告、避難指示ですね、緊急時の避難指示の違いについて、課長、答弁をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えいたします。

自主避難でございますが、自主避難につきましては災害時に町が災害対策基本法に基づき発令する避難勧告、避難指示等の発令を待たずに自主的に避難することでございます。

避難勧告につきましては、災害対策基本法の規定によりまして、町長が必要と認める地域の居住者等に対しまして、避難の立ち退き勧告することでありまして、内閣府の避難勧告等に関するガイドラインにおきましては、近隣の安全な建物等の近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保、いわゆる山側から離れた安全を確保できる場所にとどまったり、2階の安全を確保できる場所に移動することも避難勧告が促す避難行動とされております。

避難指示におきましても、災害対策基本法の規定によりまして、町長が急を要すると認めるときに必要と認める居住者等に対しまして、避難の立ち退きを指示することでございます。内閣のガイドラインにおきましては、避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた人に、立ち退き避難を促す。また土砂災害等につきましては、立ち退き避難しそびれた人に近隣の堅ろうな建物等の近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保を促すものでございます。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） そのようになっているんだと思います。

今レベル5までの中です、表されているのがそうだろうと思いますけども、避難準備というのがレベル2であれば、レベル3で自主避難、レベル4で避難勧告、避難指示というのが出されて、現に、災害が発生した場合、これはレベル5っていうのは避難命令ということになってくるとは思いますけども、今レベル4での避難勧告、これは避難勧告と言ったら全世帯に出されるわけですけども、先ほど新聞の記事にも載ってましたけども多良木町は大変避難率が少ない、県下14市町村の中では1番少ないというようなことでもございましたけども、その中で自主避難の時、防災無線で食料品それから生活必需品は持って避難所に来て下さいっていう防災無線での呼びかけがされておりますけども、避難勧告の場合は、とか避難指示

の場合はそれがなされておられませんけども、その場合はどのようにされるのか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 生活必需品の持参ですけども、自主避難を開設した際には、避難を希望される方には飲み物や食料、毛布などの生活必需品を持参していただくように防災無線等でお知らせをしております。今年度は、現在まで 2 回の避難勧告発令しているところですが、自主避難と同じように生活必需品につきましては、各自持参していただくようお知らせしたところでございます。

災害対策基本法の規定により、町が避難勧告発令していますので、生活必需品の準備については、町がすべきところとは認識しているところです。大雨、台風に対する近年の気象予報につきましては、雨が降る時期や降水量、台風の通過予想経路等の精度が相当に上がっておりますので、避難所の開設期間の予想もしやすい状況でございます。

最近の避難所開設期間も半日程度ですので、自助の意識向上を図るためにも日ごろから生活必需品の備蓄をしていただき、避難をされる際に必要な分を持参していただきたいと考えておるところです。

しかしながらですね、気象状況の変化によりまして避難生活が長引くなどした場合には、当然、不足する分を町が備蓄している物資をですね提供するという体制で避難所運営にはあたっていきたいと考えております。

なお、地震によります突発的な避難勧告等の発令の際には、避難をされる方での生活必需品の準備は難しい部分が出てくる部分があるかと思っておりますので、その際には、避難される方の要望を聞きながら、積極的に物資の提供に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 2 番今中村さん。

○2 番（中村正徳君） 避難所運営マニュアルっていうのが多良木町にはあるんですけども、これにつきましては、避難者のニーズを把握し物資供給体制の構築を図ることということで書いてあるものですから。

避難所の開設は 9 日間以内ということで、それ以外は避難所の開設というのは、また違う体制でやらなきゃいけないと、そのときに課長が答弁されたように、そういう避難物資供給体制はその後にとられるということであろうと思っておりますけども、この避難勧告、避難指示等々についてはですね、現に被害が発生した場合も想定されるわけですね。地域によってはですね、その人たちは、もう着のみ着のまま避難所にこなきゃいけないということも想定されるわけですので、このマニュアルに沿ったところでやっぱり、どういうニーズかっていうのも把握しておいて、物資の供給体制というのはとっておかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

このところはまた、今後ですね、いろいろと協議していったり、そうでないと、全世帯避難した場合ですね、それにも対応しなきゃいけないということで、マニュアルの中には書いてあるんですよね。でも幸い何と申しますか、少ない人間、人しか避難してこないようでございますんで、その原因がどこにあるのかなと、避難者が少ないというのがですね、どこにあるのかなというふうに思いますんで、もう少し、このレベル 4、自主避難であったりとか、避難勧告、避難指示であった緊急性っていうのを、町民の皆さんがたに私は周知徹底する、しなければいけないんじゃないかなと思っておりますけども、そのことについては、どのように思っておられますか。

県の防災課も、警戒レベルを、避難勧告については、そのことを周知したいということをやっぱり新聞記事の中に載っておりますけど、これは課長どうお考えですか。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えします。

緊急性の周知ということですが、もちろん防災無線が基本になりますが、その前にです。地域の特性ということもありまして、土砂災害警戒区域というのがあります。山の近くです。そういった警戒区域レッドゾーンにお住まいの方につきましては、昨年度までは郵送により、土砂災害のですね、危険性や早めの避難についてお知らせをしておりましたが、今年度におきましては、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンですが、と合わせまして、土砂災害警戒区域イエローゾーンですが、ここにお住まいの方にも、消防団にご協力いただきまして、消防団による戸別訪問を実施していただき、危険区域にお住まいであることを、地図によりですね確認いただいて、いただいたり、またチラシ等により周知を行ったところでございます。

また回覧や広報紙でも周知を行ったところでございますが、まだ避難勧告の緊急性については、浸透していない部分もあろうかと思っておりますので、引き続き、毎年、このことについては、情報発信をしていくべきと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） そうですね。やっぱりそのことをですね、もうレベル4であったりするところはレッドゾーン、イエローゾーンであるところは、避難をしないと危険なんですよということをですね、やっぱり住民の方に、周知徹底していくことがですね、私は必要だろうと思っております。

これは、あれですけども発令が遅過ぎて災害が発生した場合はですね、執行部の責任が問われます。それから毎回のごとくですね、避難勧告、避難指示を出していきますと、住民の方々、オオカミ少年のように、どうせまた何もないんだから、うちの方が1番安全だとかですね、というようなことを思われるわけですよ。ですから、そういうところを考えますと、避難指示、避難勧告を出すタイミングと申しますか、大変難しい判断が迫られてくるんじゃないかなと思っておりますけども、やっぱり最終的には住民の方々が、自分の命は自分で守るんだというような認識を持っていただくことだろうと思っております。

ですからそのことをやっぱり周知徹底していただいて、今月は、防災月間でもあります。それから11月には、先ほど言いましたように、総合防災訓練も行われます。そういうときにもやっぱりチラシとか、パンフレット等も配りながらですね、住民の方々に避難勧告は、もう、こういうことですよということをですね、周知徹底をしていただいて、早目に自主避難もそうですけども、避難勧告が出たときには、安全なところ、自分の身は自分で守るんだということをですね、是非、呼びかけていって周知徹底をしていただければというふうに思っております。

今回最後の質問事項に移ります。橋梁工事について、町道上別府寺前線の架け替え工事が現在行われておりますが、経済、地域経済に与える影響について調査をされたか。また、進捗状況、完成時期はいつごろになるのか伺いますということで質問要旨を上げておりますが、まず完成時期はいつごろになるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） お答え申し上げます。

完成時期ということですが、現在県営で行っております堂山橋の架け替え工事につきましては、現在、橋梁下部工の方が今月、今年の8月に竣工しております。

引き続き、取り付けの護岸工が7月に、橋梁上部工が8月に発注をされて、既に契約が終了しております。橋梁全体の完成時期につきましては、来年度末を目指して進めているという状況と県の方から聞いております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） そうですね、今おっしゃった、答弁いただきましたように、下部工事は

終わっております。

それから両サイドの護岸工事が 8 月に発注されておりますけれども、まだ工事にはかかっておられないようですけれども、これが護岸工事が終わって、今後上部工、それから歩道橋の設置、歩道の設置工事が行われると思っておりますが、橋梁の前後についての取り付け道路の改良も行われるというふうに聞いておりますけれども、これも含めて、来年度末ということですから、来年度末ということは、来年、令和 2 年の 3 月末ということでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） お答え申し上げます。

今年度が橋梁工事ということで完成を目指す、されると聞いておりますけれども、今度は橋梁の起点側の道路拡張工事につきましては、引き続きということで令和 2 年度に完成になるというふうに見通した、に聞いております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 2 番中村さん。

○2 番（中村正徳君） ということは来年度末、令和 2 年度末ということで、すべてが終わるということは、当初の計画どおり 3 年かかりますよっということ、工事が進捗していくものということで理解してよろしいですか。

○議長（高橋裕子さん） 久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） 道路拡張工事の終了時期についてはですね、まだ県の方から年度末というふうな情報については聞き及んでおりませんので、いつ完成かということについてはちょっとなかなか私の方でまだお答えはできない状況でございます。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 2 番中村さん。

○2 番（中村正徳君） 1 日も早くですね、供用開始できるようにですね、県の方にも働きかけをしていただきたいというふうに思っております。

今、2 年の歳月が経過をしているわけでございますけれども、この間、地域経済に影響を及ぼしているかどうかという意向調査はされているのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） 現在の工事につきましては、地域の皆様方に多大なご不便をおかけをしております。

特に工事現場周辺の商業施設等につきましては、通行規制により、通行規制によりまして少なからずの影響があるものと否定はできないところでございますけれども、こういう影響あたりの調査等については、県の方でも実施はされてはおりませんし、町の方でも実施をしていない状況でございます。

○議長（高橋裕子さん） 2 番中村さん。

○2 番（中村正徳君） これによる調査っていうのは、経済に与える影響というのは県の方もやっておられないというふうなことですけれども、私の家の周りにも県道相良多良木線が通っておりますけれども、以前に比べますと、県道相良多良木線についても交通量が極端に少なくなってきたております。

ということはやっぱり生活圏の流れの中のルートが変わってきたのかなというふうに思っております。その地域にもやっぱり多くはないんですけども、何店舗か営業されているお店屋さん、それからスタンドさんであったり、床屋さんであったり、その地域にですね、お菓子屋さん、製造業さんであったりがあるんですけども、やっぱり交通量が減ってきて、それから 1 回、人の流れ、車の流れっていうのが変わってしまうと、どっかに変わりますと、なかなか元の状況に戻るにはかなり時間が要するのかなと思います。

極端に言いますと、床屋さんが近くにあったけども、そこが渡っていかれないっていうと通れないということになれば、違うところの床屋さんに行った場合は、なかなか 1 回変わってしまえばですね、また元に帰るっていうのは難しいんじゃないかなというふうに私は思う

んですけども、そういうところが、もし多良木町で独自に調査してですね、経済的に損失が出ているところがあった場合、そういう事業所があれば、私は何らかの支援をしてやる必要があるんじゃないかなと思いますけども、そのことについては、町長はどのように思われますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） これ随分昔の話になりますけど、今とは随分認識が違うと思うんですが、市房ダムができる時ですね、33号線は砂利道でした。うちは店やっていたんですけど、もうトラックが通るたびに家の中がほこりだらけになって、もう大変な思いをしましたけど、しかし、市房ダムができるとだんだん周りのそういう環境がよくなっていくということだったら我慢なくちゃいけないよねっていうのは皆さんの認識です。今は違うと思います。そんなことがあったら大変だと思うんですが。

それと数年前に下水道が敷設されて、そのときに五木多良木線、黒肥地通りですね、ここが止まってしまいました。あそこにある床屋も、床屋さんもありましたが、店も数件ありまして、こちらからいろんなその苦情が出てきました。そしてあそこが下水道掘っていたときに、なんて言うのですかね、その期間内に完成をするはずだったんですが、岩が出てきてですね、もうちょっとその時間がかかるというふうになった時には、またその苦情の度合いもかなりまたひどくなってきて、私の方にも、いろいろこう言ってこられたことがあります。

確かにそのことによって、恐らく収入は間違いなく減ってますし、売っていたものが別の店で買うようになったりとか、うちの近くにはあの郵便局もあったんですが、その郵便局のお客も、ものすごく減りました。そのことによって各店の収益がどんどん落ちていったんですね。しかし、このことをもって何とかしてくれということ、その住民の側から言えばですね、それはもう当然そういうふうに言いたいのはわかるんですけど、自分の周りの環境がよくなるということで、そこはもう我慢せざるを得ないということ、また町全体が行う事業であるということで、いたし方ないかなということを考えて、もうそれ以降は余りこう苦情も出なくなったという経緯がありました。

今回の、あその橋の問題もですね、やっぱりそういう同じようなスタンドさんとかお菓子屋さんもありますし、床屋さんもある。あそこが一回ストップしてしまって、恐らく損害が出ていると思います。人の流れも変わると思います。そういうものがあるっていうのはわかるんですが、しかし、それが補償ということになるとなかなか熊本県もいろんなところでそういう交渉をやっているんで、他のところも、みんな補償しなくてはいけないという形になるかと思しますので、なかなか難しいかなというふうに思ってますが、しかし、やはり非常にご迷惑をかけているということももう重々認識しておりますので、県の方には先ほど議員もおっしゃいましたが、県の振興局の土木部にはですね、なるべく早く完成をお願いしたいという申し入れはこれからもしていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） 町長、30年前の話をされましたけども、その当時舗装してなかったんですよ。ほこりがしたとかですね、今舗装してあるんですよ。車が通ったって、ほこりはしませんからね。そういうことで、私は補償を調べて、補償しなさいとは言っていないんですよ。

ここで聞いたのは、何らかの支援策ということで伺いしております。ということは、何か支援のできることであれば、まんじゅう屋さんであればですね、何かの落成式があるときは、まんじゅう屋さんを使いましょうとかですね、ガソリンスタンドさんであれば、公用車の1台、2台は、そこでも入れるように、ガソリンを入れるように、働きかけましょうとかですね。そういう補償じゃなくて、何らかの対策、支援、支援といいますか、支援というのかどうか分かりませんが、そういうことが必要じゃないかなというふうに思っております。

今現在、そういうのは課長、何かされていますか。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） ガソリンですけども、これは、同じところでこうたくさん同じ店がありますけども、同じところばかりで入れなくて、毎月ですね、店を変えて均等にですね、ガソリンを入れるように公用車の方はそういうふうにしておりますので、1年中そこでっていうことではないですけど、必ずその回ってくるようにですね、当番の月がですね、ようにはしております。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） ガソリンについては、公用車のガソリンについては、ローテーションで、今の事業をやっておられるところには、回しながらやっているというような答弁ですんで、これはぜひですね今後とも続けていただいて、続けられると思いますけどもそういうことを続けていただいて、経済的に損失が出るようなところであれば、何らかの支援策は考えていただいてですね、やっぱりその工事期間が長くなれば長くなるほど、やっぱり痛手っていうのもあると思いますんで、なるべくそういうことのないように、また繰り返しになりますけども早期に竣工ができて、通行ができますようにですね、県の方とも交渉していただければというふうに思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで2番中村正徳さんの一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後1時59分休憩）

（午後2時7分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、5番村山昇さんの一般質問を許可します。5番村山昇さん。

村山 昇君の一般質問

○5番（村山 昇君） それでは、一般質問をしたいと思います。

まず、多良木高校跡地についてということで事項を上げております。

これについては、先ほど中学校の施設等についても質問があったようでございますが、私も6月の議会で、多良木高校跡地の活用法についてということで、質問をいたしております。

そのときに町長、表明しましたように、支援学校と中学校を移設するという方向で合意形成がなされたものと考えておるところでございます。今後、基本構想、基本計画というふうに進んでいくと思いますけれども、執行部の考え方の意思といたしますか、その辺について再度確認をしておきたいというふうに思っております。

町長、教育長の考え方をお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 場の雰囲気のを和ましていただいてありがとうございます。目が冷めました。はい。

今、議員ご質問いただきました中学校の移転は変わることはないのかというふうにおっしゃいましたが、中学校の高校跡地への移転については、これまで議会での一般質問、それから議員の皆さんとの全員協議会あるいは懇談会とのやりとりを初め、熊本県のですね、担当部局の皆さんとの協議を重ねてきました。

熊本県が素案を出したのがですね、素案を出してからもう既に5年、今年の10月7日で5

年になります。この経過などはですね、議会だよりや広報たらぎで住民の皆さんには見ていただいていたものと思います。少なくとも関心を持つての方ですね、ずっとその経緯を見ていただいているというふうに思っております。

それと住民の皆さんへ、町が直接ご説明をさせていただくという時間が足りないということは一つは自分も感じておりましたので、一昨年7月に1回説明をしましたが、今回、6月に中学校移転に特化した行政座談会を行っております。座談会の模様は議員の皆さんには配付させていただいておりますので、その内容については省略させていただきますが、その座談会の中で、強硬な反対意見はありませんでしたし、むしろ早くすばらしい教育環境で子どもたちを学習させてほしいというご意見が多くいただいております。

多良木町の教育委員会も、県の教育委員会でも機関決定をいただいておりますので、したがって、議会の皆さんのご理解とご協力いただきながらですね、これから多良木中学校を多良木高校の跡地に新設するという前提で、どういうものをつくっていくのかと、そういうことを話し合っていきたいというふうに思っています。

これからそういう作業を進めていきたいというふうに考えております。また、今おっしゃいました基本構想、基本計画の中にもですね、ぜひ盛り込んでいって、早く早期の完成を目指したいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） お答えします。

町長と全く同じでございます。意志は変わりません。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） 今後、多良木高校跡地に中学校新築移転していくということで、県の方との基本構想あるいは基本計画ということで、執行部は、いろいろと対策を考えていらっしゃる報告も受けております。そういう方向で、町長、教育長の認識というのは変わらないということでございます。

次に、先ほど町政座談会のことも言われましたが、2番目に上げておりますが、6月25日、26日、28日と3日間、これには住民の方が約96名の方が出席をされているようでございます。この高校跡地の問題に特化した行政座談会ということで、先ほど町長も答弁なさいましたが行われております。また7月23日に槻木地区の行政座談会ということをしてございまして、このときの住民の参加しているのが内容的には聞いておりませんが、このことについて、特別、質問等があったことについてお答えを願いたいと思います。

また、この行政座談会において、いろいろな先ほども言われましたように、特に問題等については出ていないようでございますけれども、いろいろな心配事についても言われておりますので、その点については住民の方々にもいろいろと説明をされているというふうに思っております。

そういうこの行政座談会における住民との合意形成はもうできたものというふうに町長は考えていらっしゃるのか、お答えを願いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 先ほどのご答弁とちょっとかぶる部分があるかもしれませんが、黒肥地小学校での説明会が最初25日でした。皆さんのご意見はですね、計画そのものは文句のつけようがないと、立派な計画をされているので、これ言葉どおりなんです、すばらしい学校ができることを期待しているという、これは区長さんですね。また、子どもたちが安全な場所で学べるというのが基本だと思いますので、スピード感をもって進めてほしいというご意見がありました。いずれも区長さんです。

久米小学校26日行いましたが、これも区長さんが冒頭でですね、非常にいい計画なので早く進めてもらいたいというご意見がありまして、これはもう一つ、しっかりしたものをつく

っていただきたいというのがありました。3人目の区長さんがですね、移転ありきの説明会ではないのかと、今日の説明会は。今の町長が5年後に町長でいるとは限らないと。町長が変わったらもう一度やり直しになるのか。あるいは議員との意見の相違もあるというふうに聞いてるといふようなご意見が1件だけありましたが、このお三方ともですね、全部区長さんなんですが、最後の方の方は、私の方でその場で詳しくご説明をしました。そして最後に、その方は反対しているわけではないと、そういうふうな話があると聞いているので、慎重に進めてほしいというふうなことを言われました。行政には継続性というのがありますので、私も前町長からの継続している、やっぱり仕事がたくさんあります。私の方でいろいろと構想をたてて計画したことは次の町長にも多分引き継いでいただくとお思いますので、行政の継続性っていう事を詳しくご説明をしましたらわかっていたということがありました。

研修センターでの座談会ですね、議員の皆さんも研修から帰って来ておられた時期でしたので、大分たくさんお見えでしたので多くは申しませんが、久米の質問された熱心な区長さんがですね、もう1回来ておられまして、移転ありきではないのかというふうなことをおっしゃいました。その他にはですね、現在の中学校の学習環境に十分配慮してほしいと。これは先ほどの質問、一般質問中でありましたが、子どもたちがいい環境でしっかり勉強できる、勉強に集中できるように、町はその部分は保障してほしいというご意見もありました。それから早く移転を完了していただきたいというのが2件ありまして、最後の1件には拍手も来ておりましたが、3回の座談会を開催しましたので、小学校、中学校から保育所の保護者の方々までですね、関心のある方は全員多分来ておられたんじゃないかというふうに思います。

執行部としてはですね、合意形成ができたものというふうに考えております。今後は熊本県との話し合いの中で、高校の敷地のどこに中学校建設するのか、あるいは野球のグラウンドはどんな形で残していくのか、いろんな案を検討していくことになると思いますが、いずれにせよですね、どういう形で新しい中学校を高校の跡地につくるのかという話し合いをこれから進めていきたいというふうに思っておりますので、せんだっての全員協議会で今の配置図に四つの案があったと思うんですが、それを配付させていただいて、しかし、あの中には、やはり多良木町の考え方にそぐわないような配置図もありましたので、そこは私は出席できませんが担当課長を通じてですね、しっかりと県の方には申し入れをして、多良木町の意向が尊重されるような委員会にしていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山昇君） 今、座談会のことを聞いたわけですので、座談会においてはですね、合意形成がなされたということで町長は考えていると、これについては議会においても、いろいろと住民の意見を聞く必要があるということで、議会の中でもいろいろなそういう意見等が出ておったので座談会をされたということでございます。

住民の意見についても、報告を受けた中ではいろいろと今後のそういう問題等については県との打ち合わせの中でも、いろいろと決まっていく問題ではないかというふうに思っておりますので、そういう内容等についても十分協議をしていただきたいというふうに思っております。

次に3番目の先ほどちょっと触れられましたが、7月26日の県の主催する移転整備に関する検討委員会というのが、第1回の会議がなされたということで説明を受けました。先日、2回目があったということで、その問題等についても受けました。そのことについて今町長も答弁されましたが、私はその前のことでしたので、町の意見をまとめて県の方に、検討会に持っていく、そういう町自体の委員会、そのメンバーはどういうふうに決まりましたかということでここに尋ねておりました。ところが、そのメンバー表は2回目の報告の中で、一応教育委員会の方から名簿を配られましたので、そのメンバーについてはわかっておりますし、また2回目の検討委員会の内容等についても、教育振興課長の方から、ある程度説明がありましたし、また配置図等についても、中身について報告がございました。

このことについては、今後の論議になると思いますけれども、先ほど町長が言われましたように、配置の問題等についてもいろいろとあろうかと思えますし、先ほど同僚議員からも内容については報告だけではなくて議会との協議も必要であるというふうなことも言われました。

今後の論議といいますか、そういうことについて県との協議の報告、あるいは議会との協議、そういうことについて、町長はどのように思っておられるかお答えをお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今は熊本県との協議の場には多良木町から 3 名の方が出席をしております、おられます。1 人は行政から担当課長が出席をしておりますが、本当はこちらの方に多良木町からいろいろな主張をしなくてはいけないので、大人数というふうに思ったんですが、結果的に 3 名の方が、3 名の方に参加してほしいということでしたので、それは枠がありましたので、それはいたし方ないと思うんですが、それともう一つは、町の検討委員会の方は、これは人数がかなりの人数になります。せんだって、議員の方々には、その名簿を差し上げておりますが、その中で話し合いをしてこれからどういうふうな中学校をつくっていくのかということ、あの敷地内に中学校がどういう位置を占めるのか。どこの施設は残してどこの施設は改修していくのかということ、あれは四つの案が出ておりましたけども、あの配置図はあくまでも今の案ですので、多良木町の主張をしっかりとその中に入れていきたいというふうに思っております。

そのためには、やはり議員の皆さんと話した、いろいろ今から話をしていく中で、皆さんからもいろいろご意見があろうかと思えますので、それも含んだところでですね、町の委員会でそれを話し合って、そして、それを県の方に持っていくと。そして県の方でしっかりと多良木町の考え方を主張していくというふうに考えております。

ただ、それだけでは不十分というふうに考えた場合にはですね、また別の方法というものもあると思いますので、それはそれで、今、支援学校の担当課の方で対応しておられますので、多良木高校と支援学校があそこに、多良木中学校と支援学校が一緒になるということについては、若干インクルーシブ教育の部分で、ちょっと相違があります。私たちは一緒に学んで行ければモデル的な場所になるというふうに思ってるんですが、支援学校の保護者の方々は、まだそこまでは踏み込んでおられません。ですからそこらあたりをちょっと協議する必要があるのかなというふうに思っています。

いずれにしろ、正攻法でまずは委員会に多良木町の意向をしっかりと伝えてもらうということ、それからもう一つはそれで多良木町の意向が伝わらなかった場合には、別の方法もあっていきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 5 番村山さん。

○5 番（村山 昇君） 町独自の委員会ということで、ここに設置要綱が出てきておりますが、これは移転改築について検討するという、そういう基本設計、策定に資する調査検討に関することというようなことで検討事項等も書いてありますけれども、これは今から中学校を移設する、しないの問題じゃなくて、もう高校跡地に移設、建設をするんだという内容についての検討委員会だろうと思えますが、その点について検討委員会の中ではそういう目的、検討事項等について納得されたのか、納得されているのか、検討会になっているのか。

そのところを教育委員会の方で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） よろしいでしょうか。答弁をさせていただきます。

1 回目ですね、町の検討委員会におきまして、こちらの方の設置要綱の内容も説明させていただきました。あくまでも向こうに移転改築するということを前提にですね、第 2 条のようなことですね、検討しますということで説明をさせていただきました。

その前置きで、委員の方も初めての方もいらっしゃいますので、今までの経緯について概

略を説明をしたところ、区長さんから、多良木、黒肥地、久米の方から3名区長さんが出ていただいている、なおかつ、先ほどの6月の座談会の中でもいろいろ発言をさせていただいたんですが、若干その話がですね、移転ありきということじゃなくてっていうところで、いろんな議論がなされたというのは事実でございます。

ただし、検討委員から検討することは、あくまでも移転する、した後に、どこらあたりに多良木中学校を作って、どのような形で子どもたちが学習しやすい校舎をつくっていくかということでそういう話をしておりまして、ちょっと宿題事項といたしまして、座談会に出席されていない委員の方もいらっしゃいましたので、その時の議事録というか出た意見については、今回会議通知と合わせてですね、次の会議通知とあわせてお配りをして共通理解したところで、今回県から示された四つの案のことについて、揉んでいただきたいというふうに考えております。

ですので、1回目の会議はですね、なかなかちょっとスムーズに進まなかったということは事実でございます。よろしくをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） はい、これはもう移転建築、改築というようなことでの検討委員会というようなことで設置された構成メンバーだろうと思えますけれども、県の方とのいろいろな打ち合わせの中で、それに対しての町としての中学校の改築移転についての意見をまとめるという検討会でございますので、その点については、委員の皆さんがたに十分説明をさせていただいて、建設的な意見を出していただくようなことでの論議をしていただきたいというふうに思っております。

次に4番目でございますが、これも6月のときに質問をした内容でございます。

高校跡地の町への管理委託は今後どのようにされていくのかということでございますが、これについては、今後、5年間の期間がありますけれども、その間、やっぱり管理は協力していかないと草ぼうぼうになるというようなことで、前回町長、議長の方からによって、町民の皆さん方にボランティアで草払いをしていただいて一部きれいになったというふうに思っております。

今後においても管理ていうのは、そういうふうなことでやっていくべきだろうというふうに思いますし、また、住民の皆さんがたに跡地の利用等についてもいろいろと考えていってもらいたいというふうに思っております。

そういうことで県の方との打ち合わせがですね、どのような手続でされるのかというふうなことで話し合いがされているのか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 高校跡地につきましては、県の方ではですね、これまでいろいろな方法について検討されてきたと聞いております。

町への管理委託については、県教委の方では現在ですね、考えていないというふうに聞いております。現在、町と県でそれぞれの学校の構想の協議が出されているところでございまして、開校までの管理についてもですね、協議がなされるかもしれないとは考えているところでございます。

現在、最新の情報ですが、球磨支援学校の方がですね、現在管理をされておりまして、県におきまして各種の方法をこれまで検討された中で、住民の方が使用する場合には、球磨支援学校を窓口としまして個別に使用許可申請書を提出していただく方法になるというふうに聞いておるところでございます。使用開始時期については、今現在、県教委と協議をしているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） 6月では、町の方に管理を委託して町の方で手続等をされて利用できるよ

うな話でしたので、それが早めにはできないかなと。

もうある高校あたりは体育館とか武道館とか、いろいろなところを貸していただけでないかなというような話も出ておりますので、その辺については、まだ県の方と今打ち合わせ中ですのでちゅう話をしておりましたけれども、支援学校の方での手続きができれば利用できるというなことでいいわけですか。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 6月の時点におきましては、そのときの最新情報をお伝えしたつもりでございますが、その後いろいろまた協議をしております、今最新情報につきましては先ほど申し上げましたとおり、球磨支援学校窓口として許可申請書を提出していただく方法になるというふうに、県の方でそういうことで進めていると聞いております。

ただ、こちらの方としてもですね、やっぱり時期がいつになるかというのはとても気になる場所なんです、時々あの連絡することがあるんですが、県の方としてはですね、協議中ということでございますので、引き続き協議していきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） 私は県の方の支援学校が管理するというのはいいわけですが、管理がなかなか野球場、運動場といろいろな広域にわたって荒れてしまうと、なかなか管理も厳しくなるんじゃないかなということから、野球場あるいは体育館等を利用しながら管理をしていくと、ある程度、清掃あたりもしながら利用ができていくんじゃないかなということから、6月にも質問をしたわけです。

そういうことで、できましたならですね、今総務課長が答弁したように、早目にもうすぐからでもですね、使われるような手続がとれるように施設課が担当ならですね、施設課の方にいろいろと問い合わせをしながら協議をしていただきたいというふうに思っております。

もう利用したいという方がいろいろ待っておられますので、私も早く返事をしなくちゃなりませんので、そのとこでお願いを一応しておきたいと思っております。

それから、2番目に入りますが、非正規職員の待遇改善についてということでございます。これにつきましては、今、国の方で働き方改革と。

○議長（高橋裕子さん） 今の質問に入る前の答弁ですか。4番目の。

○5番（村山 昇君） それなら答弁してください。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 施設課の方に最初に伺ったときには、もう多良木町でどうぞ自由にお使いくださいという話であったというふうに聞いております。私は県の対応が非常に遅いというふうに思います。

多良木町の方々は、野球場は自分たちに使わしていただければ自分たちで整備してもいいというふうにおっしゃってますし、コーラスの方あたりは体育館を使わせていただければというふうにも言っておられます。

ですから県の方でですね、もうちょっと早くいろんな決断をしてほしい。最初に施設課の方が言われたのは個人的な見解だったと思うんですが、それがずっと2転、3転して答えが変わっておりますので、県の方にはですね、早くそこを決めていただいて、多良木の住民の方に開放していただくようにしっかり今からお願いしていきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） はい、次に2番に入りたいと思います。非正規職員の待遇改善についてということでございます。

これについては、国の方で今、働き方改革というなことで推進をし、法律等も決まっているようでございますけれども、この中で長時間労働の是正と正規、非正規の不合理な処遇差の解消と多様な働き方の実現というような、こういうようなことでの改革というようなこと

で、実際役所においても、今、人員不足といいますか、そういうふうな穴埋めとしてですね、臨時職員、あるいは非常特別職というようなことで、そういう人たちもかかせない状況であろうと思います。

正規職員を雇用する余裕がないということから、非正規職員が重要な役割を果たしているというような状況ではないかなというふうに思っています。そういうことから、待遇問題が出てきているように思っております。

今、ここで質問をしておりますように、本町においても、非正規職員の人数とこれは全職員です。非正規職員を含めたところでの割合、これについて何パーセントになるのか。全国では3人に1人というようなことで、非正規職員がというようなことで言われております。

多良木町においては、どの程度の割合かお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えいたします。

お尋ねの件ですけれども、4月1日現在でちょっと調べておりますけれども、その中で一般職の臨時、非常勤職員合わせまして55人でございます。正職員数が114人、合計で169人でございます。臨時、非常勤職員の全体に占める割合は、32.5パーセントでございます。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） そういう職員の割合ということで、3割を超えているというような状況でございます。

そういうことから、この2020年の4月から会計年度任用職員というようなことで、給与とか手当、休暇制度というようなことで改正がされていくというふうなことだろうと思います。

これは、もう2番目に入りますが、地方公務員法の22条の2か、24条、あるいは地方自治法の203条の2項、あるいは204条等の改正に伴ってのことだろうと思いますけれども、多良木町においても2020年の4月から実施するならば、もうこの制度の条例というのは、9月には出しておかななくては、12月出して条例を制定をして予算要求をするというようなことが可能か。私はもう、この9月でこの問題については出てくるんじゃないかなと。

また、このことについては、今年6月等にはもうこの案等については協議をしながら精査をして出しとくべきではなかったかなというふうに思いますけれども、12月の条例改正で、そういうふうな対応が間に合うのか。まずその点についてお伺いしたい。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えいたします。

会計年度任用職員制度の創設につきまして、条例改正等の必要があるわけですが、6月、9月、3月と議会があるわけですが、議員おっしゃいますとおり9月に議案を提出しますと順番的にはやりやすいのかなと思っております。

ただし、この件につきましては各町村のですね、それぞれ会計年度任用職員の担当者との打ち合わせ会等の中で、それぞれ情報交換を行っております。その中で、9月が理想的でございましたがいろいろな中身の見直し等の中で、2町村だけが9月に議会にお願いするということですが、それ以外のところは今ところ12月ということで、そういったところと意見の交換を図りながらですね、今12月に向けてもちろん議案も予算もできるようにですね進めているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） 12月ということですが、そんな中ですね、この来年の4月から、この雇用形態ちゅうのが変わるわけですが、現場で働く人たちについては、まだこの制度っていうのが本当にわかっているのかなというふうなことを思いますけれども、内容等について概要でございますので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えします。

概要でございますけども、会計年度任用職員制度が創設されました背景としましては、議員が言われたとおりでございますが、厳しい財政事情の中におきまして地方自治体では、多様化する行政需要に対応するために、臨時、非常勤職員が増加している状況にあります。

しかし労働者性が高く、専門的な事務補助職員が任用されているのにもかかわらず、課すべき服務規定が課されていないということや、年次的に任用されるはずの臨時的任用職員について、再度の任用が繰り返されているなどの任用制度の趣旨に沿わない運用などが見られ、また非常勤職員には期末手当が支給されないなど、常勤職員と比較しまして待遇面で低いレベルにあるという問題などがあります。

そういう問題に対応するために今回法律改正が行われたものと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） はい、今、総務課長が概要で、なかなかわかりにくいところもあると思いますが、今言われたように、先ほど31.5パーセントと言われましたが、3割を超えています。3人に1人。全国的にもそういうことであると。また財政、大変こう厳しい状況で地方自治にとっても非正規公務員は欠かせない存在であると。そういうことから、任用についても明確化をする必要があるというようなことで、手当、給与等についても、給料表等をつくりながら、限度を、上限を決めながら、あるいは昇格、昇給をさせながら、また手当等をやりながら、そういうことでの任用をしていくような制度だろうというふうに思っております。

そういう制度ですので、早めにしなくては、採用の問題等から考えても、4月1日からの予算等についてもやっぱり9月等の議会ではこういう内容等については精査をしながら、12月には予算要求ができるような体制でもって行って欲しかったなというふうなことでございます。

また3番目でございますけれども、この改正に伴いまして、先ほど言われました内容について、本町では今後どのような整備を行っていくのか。その点についてお伺いしたい。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えいたします。

今後のですね、今後どのような整備を行うのかということですが、改正法の施行日が令和2年4月1日ということになっていることから、現在では、総務省が示しておりますスケジュールに基づきまして、会計年度任用職員とすべき職種の洗い出しと会計年度任用職員制度の運用に向けた条例の整備、関係条例等の改正準備を進めているところでございます。

遅くとも令和2年3月議会までには、全国すべての自治体で条例や規則等の規制改正が一斉に行われまして、令和2年4月から会計年度任用職員制度の運用が開始されることとなると思っておりますけども、3月議会を持たずにですね、9月よりは遅いですが、12月には議案が提出できるようにですね、進めてまいりたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） この改正に伴ってですね、標準的な改正の通りいくと、いろいろな手当等から通勤手当等からいろいろなありますけれども、町として条例化するためには、そのとおりいくのか、ある程度町独自でいろいろな問題等も協議して決めるのか、この制度からいきますと、昇格とか昇給とか、通勤手当、期末手当、いろいろな給料表をつくって上限等もありますけれども、そういう金額等についても一般職との給料表からいろいろと検討していく必要があると思っておりますけれども、そういう内容等についてポイントといいますか、そういうところがどの方向でいくのか。

その点について、今の時点でわかる範囲でございますので、お答えください。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えします。

今申されましたような、それぞれ会計年度任用職員の昇給の仕方とか、給料表とか手当が

どうなるのかといったことが今後検討されるべき問題、問題といたしますか課題になると思います。

これにつきましては、各町村でそれぞれ決めるわけですが、ただやみくもに決めるということではなくて、モデルとなるケースが示されておりまして、そのモデルに従って現状の現在の金額とか、その他のですね、業務との関係とかいうのを決定していくべきだと考えております。

もちろん、現在はですね、規定してありません昇給、給料表それから期末手当等は当然モデルに従って検討していきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） これにはいろいろと問題等も出て来ると思います。これはそれぞれ100パーセント、これに制度になった方がいいという働き手ばかりではないと思いますけれども、これになったために、いろいろ支障が出てくる場合もあるかと思っております。

若い人はある程度、賛成なのでございますけれども、なかなか今さらというようなこともおられる方も、いろいろとあるかと思っておりますけれども、多良木町の職員として、そういう制度を利用して採用をするならですね、それ相当の多良木町で標準的な条例等もあるかと思っておりますので、それによつての整備をしていただければというふうに思っております。

次に3番目の教員の働き方改革についてということで、これも国がしております働き方改革の中で、長時間労働の是正の中で入ってくるわけでございますけれども、これは私が資料を見ましたのは、平成28年に文部科学省が実施しました教員勤務実態調査によりますと、小学校の教員の33.4パーセント、中学校教員の57.7パーセントが週60時間以上勤務をしており、つまり月80時間以上の過労死ラインを超える時間外労働しているというような調査を見ました。

その後、これよか新しい情報があったならば、それによつての答弁でございますけれども、こういうことで本町においての小中学校の教員の時間外労働の実態といたしますか、そういうふうなことについてお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） お答えします。教員の働き方改革についてのお尋ねであります。

これは全国的にですね、今取り組まれておりまして、大きな課題であります。本町におきましては、既に着手をしております。

現状についてのお尋ねであります。つい先日、各学校に調査をいたしました。その結果を申し上げますとですね、本町におきましては、80時間以上勤務した教員は小学校が7パーセント、中学校が16パーセントになっております。

超勤をしたうち、仕事の内容ですけども、小学校で主な理由としては、いろんな調査があるんですけども学校は。その調査事務の処理ですね。それから、いろんな校務分掌をそれぞれ学校内の校務を持っておりますけれども、それに係る事務処理、それから算数、国語等の教材研究に当てる時間ですね、こういうものに超過勤務として携わったということです。

それから中学校におきましては、超勤の主な理由としてはまず部活動ですね、部活動に長時間やはり勤務していると。それから、先ほど申し上げました校務分掌、それから英語、数学等の教材研究等に当てているということでもあります。

ただですね、これはばらつきがありますね。年間通してみますと、どうしても1学期が年度の最初でありますので、いろんなこの準備等に時間があるわけですよ。ですから1学期に過労死ラインの80時間以上勤務した人がやっぱりおりますね、1学期です。

しかし、これはやっぱり年度当初の計画の作成とか、もう、すぐ運動会がありますので運動会へ向けての準備、それから中学校も中体連がすぐやってきますので、中体連に係る練習、大会への引率、こういうのが1学期に集中しているわけです。ただ2学期以降はですね、小学校1学期が8パーセント、超勤がですね。2学期が3パーセント、3学期になれば0.3パーセ

ントです。どんどん減っていってます。中学校は1学期が29パーセント、2学期が11パーセントで、3学期が7パーセント。このように80時間以上勤務した教員の数は、学期ごとに減少していると、そういう実態であります。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） 今、本町の小中学校の教員の時間外労働の実態について答弁をしていただきました。

本町においても、やっぱり学期は違いますけれども、80時間以上の時間外労働をされているということでございますが、この80時間というのが今回のいろいろな働き方の中でも、1番に上がっている長時間労働の是正ということになっておりますので、これについては、それぞれ学校で、また教育委員会の方でいろいろと検討はされると思いますけれども、本町にも実際に過労死ラインを超えるような先生がいらっしゃるということでございますので、この改善についてですね、今後、改善策は考えていらっしゃると思いますけれども、どのように取り組んでいかれるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） どのような取り組みをやっているかというお尋ねだろうと思いますけれども、いろいろな改革をですね、やっております。主なものを5点ほどご紹介したいと思います。

まず第1点目はですね、それぞれの先生の勤務時間をしっかりと把握するという事です。だれが何時に来て、何時に戻ったかと。これを把握しない限りですね、やはりだらだらだらだらとなった勤務になってしまいますので、これを今把握をしております。そのために、勤務、退勤の勤退管理カードというのがあるんですけども、平たく言えばタイムカードですね。これをパソコンにかざせば何時に来たと。帰るときにかざせば何時に戻ったというのがしっかりと把握できますので、管理職はそれをしっかりと眺めて、ちょっと時間が長過ぎんねと、勤務時間が。そういう教員に対しては個別指導すると。そういう取り組みであります。

それから2点目はですね、これは夏季休業中の取り組みですけども、学校を閉庁にする閉庁日を設けております。去年もやったんですけども、本年度もお盆のころですね、8月13、14、15、これを3日間連続の閉庁日としまして、学校はもう全部閉じてしまうというその取り組みですね。

それから3点目はですね、よく保護者の方は、月曜から金曜日の間ぐらいでも、夜の8時ごろ学校に電話してこられると。酷いときには9時とかですね、やっぱりあるんですよこれが。私が現役の時も結構ありました。ですから、それをいちいち学校が、先生方が学校において、そういう対応するのは非常に難しいですね。勤務時間も長くなりますので、やっぱりそれをちょっと改善しようということで、留守番電話を設けております。月から金までは、もう午後7時以降は留守番電話にセットするという事です。ただいろんな緊急事態、子どもの事故とかが発生した場合は、担任の先生の電話番号、それから管理職の電話番号も知らせてありますので、たぶん保護者は担任の先生に電話してきますよね。そしたら、もうこういう事故が発生したということ、担任は管理職に連絡するようになっております。そういうふうにして、勤務時間外における保護者等への対応をとっております。

それから4点目は、部活動の休養日の設定ですね。以前はもういけいけどんどんやれやれで、際限なく部活動の練習をしておりましたけども、やはりあの働き方改革ということで、県の方針もあります。1週間の練習日は原則5日以内とするとですね。だから、原則5日以内とする。練習日はですね。平日の練習時間は1日につき原則2時間以内とすると。そして、休日が土曜、日曜、祝日、長期休業日等もございましてけれども、そういった休みの日の練習時間は原則3時間以内とする。昔はもう5時間も6時間も弁当持ってきてやらせてましたね。これは大変なことでありましたが、そこを改善しようということです。そして、毎月第1日曜日は完全休養日とすると。第1日曜日ですね。以上、申し上げましたような部活動勤務の改

善を行っております。

最後 5 点目でございますが、先生方、いろんな事務処理等も求められるわけですが、それを軽減するためにですね、校務支援システムというのがございます。これは県が開発したんだと思いますけれども。例えば出張がありますと出張命令を書いて、出張終わったならば復命書を書きますね。以前は棚に行ってペーパーをとってきて、手書きで書いて印鑑を押してこう出してましたが、それはもう軽減しようということで、この校務支援システムでパソコンにこう打ち込むだけですね。やっぱり簡素化されましたので、負担が軽くなったと思います。

それから、ICTの支援員の配置と活用、それから、今の地域の方々の教育力を学校教育に取り組みようということで、各学校立ち上げておりますが、コミュニティスクールの活動ですね。これはだいぶん学校の先生方も助かっております。地域の方が助けていただいています。

それから、最近導入されました地域学校共同活動というのがありますが、コーディネーターがいらっしゃるしまして、学校は例えば家庭科の指導で、例えばイタリア料理ができる人とか、そういう人が多良木町にいらっしゃったらその人とつなぐと。学校においていただいてご指導いただきたいと、そういうことが地域学校共同活動と言ってるんですね。ということで地域の方に学校を助けていただいております。

随分いろんな取り組みをしておりますが、昔に比べるとかなり改善されたと思っております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 5 番村山さん。

○5 番（村山 昇君） はい、本町の長時間勤務についての改善は、今教育長は答弁されましたように、いろいろと改善策を考えて学校の方にも指導しておられるようでございますので、過労死が出るというようなことは本町ではないだろうというふうに思っております。

そういうことで教育行政についてもいろいろと、働き方改革についてあると思いますけれども、今後においても、教育長のそういう熱意を持ってやっていただければいいじゃないかというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 休憩いれてよろしいでしょうか。

○5 番（村山 昇君） とりましようか。はい、お願いします。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩します。

（午後 3 時 5 分休憩）

（午後 3 時 13 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 一般質問を続けます。

5 番村山昇さん。

○5 番（村山 昇君） 次に、防災対策についてということで、質問をしていきたいと思っております。

これは先ほども防災について質問がなされたようでございますが、多良木町には自主防災組織というのがございます。これはやはり町長も所信表明でされておりますように、大規模災害が発生をしている今、中で、災害はいつどこで起きるかわからないと。そういうことから、身近に迫る大規模災害に備えて、災害を未然に防ぐ防災、減災対策の強化が必要というようなことを言われております。

そういうことから自主防災組織っていうのが、多良木町にも形成をされているようでございますが、この行政区といいますか、そういう組織率等について、平成 18 年から結成をされているのでございますが、行政数と、それから活動状況等について答弁お願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えいたします。

自主防災組織の組織率と活動状況ですが、まず組織率の方につきましては、多良木町

の自主防災組織についてということで、平成 18 年度中に 47 行政区中、46 行政区で規約が整備されております。残りの 1 行政区につきましては、本年の 9 月 1 日に組織をされましたので、組織率が 100% となっているところでございます。

また各活動状況でございますが、平成 30 年度中に活動があった組織につきましては 33 行政区ということで約 70% でございます。活動の主な内容としましては、自主防災研修会への参加が 8 行政、すいません、自主防災研修会の参加が主なものでございます。

また 8 行政区においておきましては消火訓練、要配慮者の把握、危険箇所の確認などの訓練もされているところでございます。

令和元年度につきましては、9 月 1 日の防災の日に合わせて、災害時初動対応訓練といたしまして、自主防災組織役員間の情報伝達訓練を実施いたしましたところでございます。

また本年度は 11 月 24 日の熊本県の総合防災訓練に合わせて、多良木町総合防災訓練を実施する予定でいるところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 5 番村山さん。

○5 番（村山 昇君） はい、今あの自主防災の組織率 100 パーセント、活動状況についても、9 月 1 日の防災の日を、ことで、いろいろ役員の連絡等についてされた、あるいは自主的な災害の訓練等もやっているというなことでございますけれども、なかなかこの活動でいうのが、いざ起きたときに、どのようにしていいかというようなことで、集落によってはですね、公民館等に一応避難というようなことで、自主避難等で訓練をする場合に、歩ける人たちだけはさっと来ますけれども、先ほど言われましたように、介護、要介護等が必要な方は、そのまま家に置いて自分たちだけくるというような訓練といたしますか、そういうふうなことがなされておる場合があるわけです。

ですから、そこまではなかなかこう訓練には難しいところもあろうかと思っておりますけれども、やはりこう寝たきり介護、要介護等がある方についてもですね、そういう避難等については、できるだけこうお手伝いができるような訓練もしておかないとなかなかいざというときには、そういうなことを思っております。

そういうことで自主防災の訓練等についても今後、区の役員の皆さん方についても、いろいろとそういうことを活動をしていただくように連絡をしていただければというふうに思っております。

またイの方に書いておりますが、地域単位の自主防災組織は必要と思うがということですが、この地域単位というのは、今は行政区ごとにしておりますけれども、行政区ごとではいろいろな河川の区域、あるいは道路等についても、行政区がその地域によっていろいろと重なる部分も出てくるんじゃないかなというふうに思っている。

大字でいきますと久米とか槻木とか黒肥地とか多良木地区と。あるいは多良木でも農村部、あるいは中央部とか、いろいろな地域がございますけれども、そういう単位でも、ある程度のそういう組織についていうのは強化していかないと、自分たちの集落だけでそういうふうな訓練等をやってもなかなか河川沿いの場合には特に、上から下にえろう洪水が出てきたぞということは、下流の方に早めにこう教える。そういうことも必要じゃないかなというふうに思っておりますので、そういう地域単位のそういうのは必要と思うか、どう考えてるか一応考えをお尋ねしたいと思う。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えします。

大規模な災害が発生いたしました場合に基本となるのはですね、自分の身は自分で守ると、午前中も出てきましたけども、そういう自助ということかなと思っております。

ただ、それだけではなくて、ふだんから顔を合わせている地域や近隣の人々が集まってきて互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが必要であります。これを共

助と定義しております。

災害対策基本法におきましては、基本理念としまして、自主防災組織を住民の隣保協働の精神に基づく、自発的な防災組織と定義しております。このことから、自主防災組織は、共助の中核をなす組織であるために、自治会等の地域で生活環境、環境を共有している住民により地域の主体的な活動として結成運営することが望ましいとされております。ですので、基本的には町の方では行政区単位での組織結成というふうに考えております。

しかしながら議員が申されましたとおり、災害に対しましては、地域近隣、隣の行政区等で協力しあったほうがいい場合も考えられるところがございます。そういう場合におきましては、行政区の枠にこだわらず、複数の行政区が連携したほうが効果的であるというふうに考えられる場合もあると思います。

例えば、多良木町では8区の1あたりにおきまして横馬場、東、地藏堂など、久米5区におきましては、野添、掘川、今村など幅広い、範囲の広い行政区におきまして、地域連携で組織することも必要であるかと考えております。また黒肥地地区におきましては、東西4区自主防災、自主防災防犯会としまして二つの行政区で組織されておりますし、平時の活動の中では、例えば多良木地区の5区、6区、7区等では、合同での研修や訓練等を実施されることもございます。

ですので、一つの行政区ということの基本としながらも、それにこだわらない柔軟な考えということも必要であると考えております。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） はい、今の自主防災の訓練といいますか、それは自助、共助というようなことは必要でありますし、それが自主防災の育成にもなっていくんじゃないかなというふうに思っておりますので、そのために、いろいろな奇跡に助かったということも出てきておりますので、そういう訓練等については、今、総務課長が言われましたようなことで対応をしていただければというふうに思っております。

そういう自主防災の組織を認定あるいは結成をされておりますけれども、そういう、今、自助、共助の精神によって、育成をしていくことについては、いろいろな認定の要綱とか、いろいろなことも出てこようと思っておりますし、またそれについてはいろいろな金銭的な問題もあるかと思います。そういう要綱とか、あるいはその事業に対しての補助金の要綱等について、多良木町では何か定めてあるのか。

また今後そういうことを、定めてやっていくつもりがあるのか、その点についてお伺いしたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 答えいたします。

認定要項や育成事業補助金要綱等とはいうことですが、自主防災組織の定義としまして、災害対策基本法の基本理念により、住民の隣保協働の精神に基づく自発的な防災組織とされているために認定要項等は定めておりません。

ただし、平成18年度にそれぞれの地区で組織ができました際には、それぞれの地区に基準となります規則、規約をお配りして、それぞれの地区の自主防災防犯組織規約という形で定めていただいております。

現在、それが行き渡ってその認識がですね、行き渡っていない場合には再確認、お願いしたいと思っております。

それと、訓練時における要綱としましては、多良木町自主防災組織防災訓練等委託料交付要綱というものを定めております。この委託料の交付要綱の内容としましては、自主防災組織に防犯訓練等を委託し、訓練を実施していただいた際に委託料として支払いする事業でございます。委託する訓練、内容としましては組織規約の見直しや災害発生時の緊急連絡

網の作成につきましては必須項目といたしまして、初期消火訓練、避難訓練、AED取り扱い訓練、防災講習会のうち一つ以上の項目を実施した際に、その組織の世帯数に応じて委託料として支出をしておりますので、まずきっかけとしてこういった事業を大いに利用していただき、いただければというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） はい、今の総務課長が認定と言いますか、結成についての要綱等は自主防災組織でいろいろとされている内容、それから、また委託料等があるということでございますけれども、そういうのは自主防災組織の役員の方は全部知っていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 答えいたします。

防災訓練のための委託料を、それぞれの防災組織に交付し、それを利用させていただくためには、こういうものがありますよっていうふうに広報しないとできないんですが、一番、何ですかね、広報するのが一番わかりやすいといえますか、区長会ですね、区長会があった際に、必ずそういったあの防災に関する話と、こういった訓練、委託料をぜひ、ぜひとも活用くださいというお話をしているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） そういうことは、区長を通じてしてあるということでは理解していいわけですね。

そういうことで、いろいろと伝達の、この前の9月1日、予備日を15日に設けて各組織にそれぞれ役員名簿等の連絡等をしてくれというような通知をされたんだろうと思いますけれども、これはもう100パーセントこの組織においてはされたということでしょうか、連絡は。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 役員会の情報伝達訓練でございますよね。はい、9月1日の役員間の情報伝達訓練につきましては、全区長さんにですね、文書でもってお願いしておりますが、ただどうしても9月1日にできないというところもありまして、大体のところは9月1日でもらいましたが、できないところにつきましても100パーセントできるように予備日を設けてすることにしております。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） 予備日が15日ですので、15日までは全部くるだろうと思いますので、そういう指導等については、できるだけ区長を通じてやっていただきたいというふうに思っております。

やっぱり住民の意識っていうのは、なかなか実際、身におわないと、この自主的に避難というのも、なかなかこうよそのような災害を感じている方もおられるようでございます。今、千葉の方が台風15号でいろいろとやられておりますけれども、そういう目に遭う前にですね、やっぱり遭う前からやっぱり防災というのは予防が大事ですので、そういうふうなことで徹底して、自主防災組織の活動等についても力を入れていただきたいというふうに思っております。

それから防災士についてということでここにあげておりますが、この防災士というのが今非常に防災力の向上のために必要になってきているようでございますし、先ほどから言われております自助、共助、協働というなことを、そういうことでの社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待されている中で、そういう十分な認識、意識と一定の知識技能を取得した、この防災士というのが必要ではないかというふうに思っております。

本町においても、その防災士の養成をされてきておるとは思いますけれども、現在、この資格を取っておられる方については、昨日の質疑の中で答弁がなされておりましたが、32名ということではございますけれども、防災士に対する講習会、あるいは養成教育というのは、ど

のようにされているのか。この件について一応お伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えいたします。

防災士の人数ということですが、昨日お答えしておりましたが、町で把握しております資格取得者数につきましては、昨日 32 名と申しておりましたが、消防団のですね、分団長以上経験されたうえで取得された防災士の方が 32 名で、ちょっとここで追加させていただきたいんですけども、個人として別に取得された方が 1 名ということで合計 33 名を把握しております。

講習会や養成教育はということなんですけども、現在のところ防災士に対する講習会等は実施していませんが、今回、それぞれ防災士の方はそれぞれ資格は持っておられました、まだ情報交換といいますか、そういったものも必要であると考えております。

今回、補正予算で議決いただきました防災士会に関する費用におきまして、多良木町防災士会、これ仮称でございますが、これを結成いたしまして、その会の事業計画の中に講習会の計画をいたしまして、講師を招いての講習会等の実施ができればと考えております。

県の方におきましても、防災士を取得した方を受講資格とした地域防災リーダースキルアップ研修というのもございますので、そういった研修にも積極的に参加していただきながら、地域防災のリーダーの育成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 5 番村山さん。

○5 番（村山 昇君） この防災士っていうのは、いろいろ講習会の養成教育は、今、研修会等には、いろいろと出席をさせるというようなことですが、やっぱりこの防災士の基本理念といいますか、これは先ほどから言われております自助、共助、協働という中で、自分の命は自分で守るということがありますけれども、防災士においても、やっぱり自分の安全は自分で守るのが防災の基本ですというようなことから、災害時に命を失ったり、大怪我をしてしまったならば、家族や隣人の人々を助けることもできませんので、防災士としては活動する事もできません。まずは自分の身を守るというような日ごろからのそういう備えも必要でありますし、そういう防災、減災に関する知識というの、また技能も取得をしておかなくては、つまらないじゃないかなというふうに思っておりますので、そういうやっぱり講習会等には養成をするためにも必要じゃないかなというふうに思っております。

また、いろいろ共助、協働ということでは言われております。こういうことについても、もう災害が大きければ大きいほどこの防災士の活動というのが、警察あるいは消防等について一緒に避難誘導とか、あるいは避難所の開設等についても、地域の人々を誘導するというようなことで、そういうやっぱりリーダーが必要になってまいりますので、そういうことから、非常にこう防災士の必要性っていうのがあるんじゃないかなというふうに思っております。

そういう 33 名の方がおられるということでございますけれども、そういう、これは連絡協議会というなことで書いておりますけれども、多良木町においては、そういう防災士の会合といいますか、そういうのが何かできているのか。また、そういうのを活用していろいろと活動されている、活動する考えがあるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えいたします。

防災士会での活動ということですが、予算の承認をいただきましたので、これから防災士会というのを立ち上げたいと思っております。

その中で目的としましては、今言われましたように、1 番はやっぱり自分の身は自分で守る自助っていうのが基本だと言われております。ただそれだけでなく自助、共助、公助それから互助とか協働とかいう言葉もあります、こういったものはどうしても補完的に必要なものでございます。その中で、町民に対し防災意識の啓発、防災活動の支援等を行うこと

で町全体の防災力向上及び自主防災活動の促進に寄与することを期待しております。

その目的を達成する、達成する事業としまして、防災士としての活動と防災、減災、技能の研鑽に資する事業、それから会員相互の交流といいますか、何すかね、意見交換する事業、自主防災士に対する防災支援活動育成事業、災害発生時の救援復旧活動等が行われればと考えております。

特に自主防災組織に対する防災支援育成事業につきましては、組織のリーダーまたはリーダーを補佐する立場としまして、自主防災組織活動の底上げができればというふうに考えております。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） はい、防災士会ですか、そういうなことで立ち上げをして予算まで今回出ておりましたが、私は、予算が今回出されるのは知りませんでしたので、こういうことで出したわけですが、そういう早めに手を打っていただいたこと、大変、こう防災に対して、多良木町は熱が入っているなというふうに思いました。

防災士の役割というのも平常時の活動からいろいろと今総務課長が言いましたように、大変な活動になろうと思えますけれども、そういう方々がおられてこそ、防災の意識というのが多良木町の防災力の向上になっていくんじゃないかなというふうに思っておりますので、十分防災士に対しての活用はやっていただきたいというふうに思っております。

次に、行政区等において、災害時に自主防災等で自主避難等を緊急に避難場所として活用することがありまして、公民館あるいは集会場、あるいは集落センター等を利用する場合があります。そういうことで、公民館等についても分館等についてもいろいろと新築、改築はなされている箇所もあるかと思えますけれども、そうでない箇所について、耐震化等についてもいろいろ考えてやる必要があるではないかなというふうに思えますけれども、今、公民分館のそういう改築等についても補助金等も考えてあるようでございますが、そういう避難場所としての活用するための集会所等についての耐震化と言いますか、そういうふうな補助制度というのは別に設ける考えはないか。この件についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えいたします。

公民館の現状把握といたしまして、多良木町には各行政区による公民分館が48カ所ございます。昭和56年度の建築基準法改正によりまして、新耐震基準以降に建設された公民分館は23分館でございます。残り25分館が新耐震基準以前に建設されたこととなります。仮に耐震化する場合には、耐震診断を行いまして、必要箇所の改修となりますが、基礎工事、筋交い補強などの工事が必要となり多額の費用を要することが予想されます。

町が指定しております地震時の避難場所につきましては、11カ所の施設、運動場等がございますが、災害の程度によりましては、道路、橋梁等の被災により、町指定の避難場所までたどりつかないということも想定されます。そのような中で公民館の改修、補強の改修ですけども、現在あります制度が、公民館の改修につきまして20パーセントの補助制度というのが設けられておりますが、耐震化につきましては多額の費用を要するのではないかとということが想定されるために、現制度がその公民館の補助制度、改修補助制度ですね、これだけでいけるのかという問題があると思っております。

それ以外にですね、ちょっと調べさせていただいたんですが、国の事業におきまして住宅建築耐震改修事業というメニューがあるということでございますが、これにつきましては対象事業として、避難所等の耐震改修または建てかえに関する事業ということで、要件といたしましては、避難所として防災計画に位置づけられているか、または位置づけられていることが確実であることとされております。

防災計画書にはそれぞれの公民館、すべて書いてございませんが、防災マップの方にはですね、一時避難所として記載してありますので、そういった可能性があります。対象となる可能性があります。令和3年3月31日までに交付対象事業に着手する必要があるっていうことになっております。

耐震診断につきましては、最大24万円の補助。それから耐震補強設計については最大60万円の補助。それから耐震補強工事については最大600万円の補助ということでございます。ただ補助率がですね3分の2ということで、国3分の1、県3分の1というのがありまして、あとは地元3分の1となっておりますので、そこは課題になってくるかと思いますが、こういう事業名にはあるところでございます。

20パーセントの公民館補助よりも有利であると思いますが、これも期限がありますので、この事業で取り組むならですね、期限のことも考える必要があると思っております。また、これ以外にもこういった期限がなくなった場合には、また新たな補助事業等を見つけていく必要があると思っております。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） はい、そういう補助制度があるということならば、そういうことは自主防災組織等にもですね、いろいろとこれはもう町では指定はしてありますけれども、そこに行くまで緊急に我が家を飛び出たときには、やっぱり近くの公民館あたりに行くという事ですので、そういう補助制度があるならば、そういうのを自主防災の役員等には教えていただければというふうに思っております。

時間がもうありませんけれども4番目の国土強靱化地域計画として、また防災の拠点として、安全安心な地域づくりに向けた危機管理体制の確立や防災思想の普及啓発、住民への防災研修など、その中核を担うものとなり、災害に強いまちづくりへの基礎となる防災センターを設置する考えはないかということでございます。

これは防災センターってということで、いろいろな後でまた同僚議員からも質問が出ているようでございますけれども、県の危機管理監から言わせますと、常設の防災センターがない町は論外だと。やる気なしに等しいというようなことが言われておる。

これは防災センターがなぜ必要かと。強い町づくりというようなことから言いますと、いろいろと、やっぱり先ほど言いましたような防災士の問題もありますけれども、自分の命は自分で守るというようなことですが、そういう研修の場というのも必要でございますし、また、防災センターには防災士を含めリーダー的な、あるいは指揮する人、そういう人たちも必要になってまいります。

常時にセンターでなくしても、防災室とかというものも役場には常設はなくても、臨時的にそういうのをしてあると思っておりますけれども、もしも庁舎がやられた場合には、ほかの施設にそういう施設をつくっておかないとなかなか対応は難しいようなことも言われておりますので、その点についてどういうふうな考えを持っておられるか、この防災について、最後に町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今、全国でいろんな災害が起きてます。地区の方にテレビ局なりインタビューがあった場合に、こんなことは初めてだというのを皆さんがたおっしゃいます。全く想定していなかった事態であるというのが皆さんがたの、それぞれの感じ方といたしますか、ご意見のようです。テレビとか新聞あたりはそういうふうに報道されてます。

まず、基本は人命第一ということです。人の命を守るために、防災訓練、そして防災士の養成、そして町での防災計画、そういったものがあると思っておりますので、身体、生命、財産ということはありますけど、まず人命が大事であるということは間違いなく言えると思っております。

そういう考えの中から、先ほど議員おっしゃいましたが、防災センターのない町はってい

う話がありましたけれども、せんだって、先月だったですかね、地震がありまして、震度3ぐらいを記録しまして、かなり、私は2階にいたんですが、かなり揺れて、大丈夫かなと思ったことあったんですが、しかしやはり、耐震性がきちんと確保されてるのは今の庁舎が1番耐震性が確保されてると。多良木町の建物の中ではですね。そういう意味では、多良木町の庁舎が今、今のところは皆さんの認識では防災センターの役割を果たしているというふうに、考えております。

それから、熊本地震の後で、今の消防組合の庁舎は多分、今度同じようなものが来たらですね、かなり厳しいだろうということで、この地域の4町村の防災拠点としての消防組合の庁舎というのもつくっております。こちらはまた、防災センターのことはですね、論議しながら、皆さん方と詰めていければというふうに思っております。

今のところ、防災センターというのは、この今、庁舎の方がですね1番強い建物だと思っておりますので、そこらあたりを協議しながら、今後進めていきたいというふうに思います。

○議長（高橋裕子さん） 5番村山さん。

○5番（村山 昇君） 災害に強い町というのは、住民みずからが準備をしなくちゃならないということ、また防災、先ほど言いましたリーダー、スペシャリスト、あるいは行政事務に滞りが無い、そういうふうなことをするためには、やっぱりそういう防災センター等で常時説明をしながらやっていかなくては、強い、災害に強い町というのはできないじゃないかというふうなことから、この防災センターを言わせていただきました。

これで5番の一般質問を終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで、5番村山昇さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（午後3時54分散会）